

# 韓国 化粧品安全基準等に関する規定 (仮訳)

2020年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外調査部 中国北アジア課

はじめに

韓国では、2019年1月15日に改正「化粧品法」が公布され、2020年1月16日より施行された。化粧品法の改正に伴い、食品医薬品安全処告示「化粧品安全基準等に関する規定」（以下「規定」という）も改正され、2020年2月25日に公布、同日に施行された。本レポートは、最近韓国への化粧品輸出に関する問い合わせが増加していることを受け、改正された規定をジェトロにて仮訳したものである。

日本から韓国向けに化粧品の輸出を実施する事業者等の参考になれば幸いである。

**【免責条項】**

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

禁無断転載

〈目次〉

化粧品安全基準等に関する規定（本文）	1
別表1 使用できない原料	14
別表2 使用上の制限が必要な原料	50

## 化粧品安全基準等に関する規定

[施行 2020.4.18.][食品医薬品安全処告示第 2019-93 号、2019.10.17 一部改定]

食品医薬品安全処(化粧品政策課)、043-719-3405

### 第 1 章総則

第 1 条(目的) この告示は「化粧品法」第 2 条第 3 号の 2 に基づきニーズ対応型化粧品に使用できる原料を指定する一方、同法第 8 条に基づき化粧品に使用できない原料及び使用上の制限が必要な原料に対しその使用基準を指定し、流通化粧品の安全管理基準に関する事項を定めることで化粧品の製造または輸入及び安全管理に適性を期すことを目的とする。

第 2 条(適用範囲)この規定は国内で製造、輸入または流通するすべての化粧品に対し適用する。

### 第 2 章化粧品に使用できない原料及び使用上の制限が必要な原料に対する使用基準

第 3 条(使用できない原料)化粧品に使用できない原料は別表 1 の通りである。

第 4 条(使用上の制限が必要な原料に対する使用基準)化粧品に使用上の制限が必要な原料及びその使用基準は別表 2 の通りであり、別表 2 の原料以外の保存剤、紫外線遮断剤等は使用できない。

### 第 3 章ニーズ対応型化粧品に使用できる原料

第 5 条 (ニーズ対応型に使用できる原料) 次の各号の原料を除く原料はニーズ対応型化粧品に使用できる。

1. 別表 1 の化粧品に使用できない原料
2. 別表 2 の化粧品に使用上の制限が必要な原料
3. 食品医薬品安全所長が告示した機能性化粧品の効能・効果を示す原料 (但し、ニーズ対応型化粧品販売業者に対し原料を供給する化粧品責任販売業者が「化粧品法」第 4 条に基づき該当原料を含み機能性化粧品に対する審査を受けたり報告書を提出した場合は対象外)

### 第 4 章流通化粧品安全管理基準

第 6 条(流通化粧品の安全管理基準)

1. 流通化粧品は第 2 項から第 5 項までの安全管理基準に適合しなければならず、流通化粧

Copyright(C) 2020 JETRO. All rights reserved.

品の類型別に第 6 項から第 9 項までの安全管理基準に追加的に適合しなければならない。  
また、試験方法は別表 4 に基づき試験を行うが、その他科学的・合理的に妥当性が認められる場合、自社基準で試験することができる。

2.化粧品を製造する過程で次の各号の物質を人為的に添加はしていないが、製造または保管の過程において包装材料から移行する等非意図的にもたらされた事実が客観的資料により確認でき、技術的に完全に除去ができない場合該当物質の検出許容限度は次の各号の通りである。

- 1) 鉛：粘土を原料に使った粉末製品は 50 $\mu\text{g/g}$  以下、その他製品は 20 $\mu\text{g/g}$  以下
- 2) ニッケル：目元化粧用製品は 35 $\mu\text{g/g}$  以下、色調化粧用製品は 30 $\mu\text{g/g}$  以下、その他製品は 10 $\mu\text{g/g}$  以下
- 3) ヒ素：10 $\mu\text{g/g}$  以下
- 4) 水銀：1 $\mu\text{g/g}$  以下
- 5) アンチモン：10 $\mu\text{g/g}$  以下
- 6) カドミウム：5 $\mu\text{g/g}$  以下
- 7) ダイオキシシン 100 $\mu\text{g/g}$  以下
- 8) メタノール：0.2(v/v)%以下、ウェットティッシュは 0.002%(v/v)以下
- 9) ホルムアルデヒド：2000 $\mu\text{g/g}$  以下、ウェットティッシュは 20 $\mu\text{g/g}$  以下
- 10) フタレート類（ジブチルフタレート、ブチルベンジルフタレート及びジエチルヘキシルフタレートに限る）：全て合わせて 100 $\mu\text{g/g}$  以下

3.別表 1 の使用できない原料が第 2 項の事由で検出されたが 1)2)検出許容限度が設定されていない場合は「化粧品法施行規則」第 17 条に基づき危害評価を行った後危害の有無を決定しなければならない。

4.微生物限度は次の各号の通りである。

- 1) 総好気性生菌数は乳幼児用製品類及び目元化粧用製品類の場合 500 個/g(mL)以下
- 2) ウェットティッシュの場合生菌及び真菌数は各々 100 個/g(mL)以下
- 3) その他化粧人の場合 1,000 個/g(mL)以下
- 4) 大腸菌(*Escherichia Coli*)、緑膿菌(*Pseudomonas aeruginosa*)、黄色ブドウ状球菌(*Staphylococcus aureus*)は不検出

5.内容量の基準は次の各号の通りである。

- 1) 製品 3 個で試験する場合、その平均内容量が表記量に対し 97%以上（但し化粧石鹸の場合乾燥重量を内容量とする）
- 2) 第 1 号の基準値から外れた場合：さらに 6 個を用い試験する場合 9 個の平均内容量が第

1号の基準値以上

3) その他の特殊製品：「大韓民国薬典」（食品医薬品安全処告示）に従うこと

6.乳幼児用製品類（乳幼児用シャンプー、乳幼児用リンス、乳幼児人体洗浄用製品、乳幼児沐浴用製品を除く）、目元化粧品製品類、色調化粧品用製品類、頭髮用製品類（シャンプー、リンスを除く）、髭剃り用製品類（シェービングクリーム、シェービングフォームを除く）、基礎化粧品用製品類（クレンジングウォーター、クレンジングオイル、クレンジングローション、クレンジングクリーム等メイク落とし製品を除く）のうち液、ローション、クリーム及びこれに類似する剤形の液状製品は pH 基準が 3.0～9.0 でなければならない。但し、水を含まない製品と使用后すぐに水で洗い流す製品は除く。

7.機能性化粧品は機能性を示している主原料の含量が「化粧品法」第 4 条及び同法施行規則第 9 条または第 10 条に基づき審査または報告した基準に適合しなければならない。

8.パーマネントウェーブ用及びヘアストレートナー製品は次の各号の基準に適合しなければならない。

1) チオグリコール酸またはその塩類を主成分とするコールド二浴式パーマネントウェーブ用製品：本製品は室温で用いられるもので、チオグリコール酸またはその塩類を主成分とする第 1 剤及び酸化剤を含有する第 2 剤から成る。

ア.第 1 剤：本製品はチオグリコール酸またはその塩類を主成分とし、不揮発性無機アルカリの総量がチオグリコール酸の対応量以下の液剤である。但し、酸性で煮沸後の還元性物質の含量が 7.0%を超える場合は、超過分に対しジチオジグリコール酸またはその塩類をジチオジグリコール酸として同量以上配合しなければならない。本製品は品質維持のため、また有用性を高めるために適当なアルカリ剤、浸透剤、湿潤剤、着色剤、乳化剤、香料等を添加することができる。

①pH：4.5～9.6

②アルカリ：0.1N 塩酸の消費量は検体 1mL に対し 7.0mL 以下

③酸性煮沸後の還元性物質（チオグリコール酸）：酸性にて煮沸後の還元性物質の含量（チオグリコール酸として）が 2.0～11.0%

④酸性煮沸後の還元性物質以外の還元性物質（亜硫酸塩、硫化物等）：検体 1mL 中の酸性にて煮沸後の還元性物質以外の還元性物質に対する 0.1N ヨウ素液の消費量が 0.6mL 以下

⑤還元後の還元性物質（ジチオジグリコール酸）：還元後の還元性物質の含量は 4.0%以下

⑥重金属：20µg/g 以下

⑦ヒ素：5µg/g 以下

⑧鉄：2µg/g 以下

イ.第 2 剤

Copyright(C) 2020 JETRO. All rights reserved.

①臭素酸ナトリウム含有製剤：臭素酸ナトリウムにその品質維持のため、また有用性を高めるために適当な溶解剤、浸透剤、湿潤剤、着色剤、乳化剤、香料等を添加したものである。

ア) 溶解状態：明らかな不溶性異物がないこと

イ) pH：4.0～10.5

ウ) 重金属：20 $\mu$ g/g 以下

エ) 酸化力：1日1回分の量の酸化力が3.5以上

②過酸化水素水含有製剤：過酸化水素水または過酸化水素水にその品質維持の維持のため、また有用性を高めるために適当な浸透剤、安定剤、湿潤剤、着色剤、乳化剤、香料などを添加すること。

ア) pH：2.5～4.5

イ) 重金属：20 $\mu$ g/g 以下

ウ) 酸化力：：1日1回分の量の酸化力が0.8～3.0

2) システイン、システイン塩類またはアセチルシステインを主成分とするコールド二浴式パーマネントウェーブ用製品：本製品は室温で用いられるものとして、システイン、システイン塩類またはアセチルシステインを主成分とする第1剤及び酸化剤を含有する第2剤から成る。

ア.第1剤：本製品はシステイン、システイン塩類またはアセチルシステインを主成分とし、不揮発性無機アルカリを含まない液剤である。本製品には品質維持のため、または有用性を高めるために適当なアルカリ剤、浸透剤、湿潤剤、着色剤、乳化剤、香料等を添加できる。

①pH：8.0～9.5

②アルカリ：0.1N 塩酸の消費量は検体1mLに対し12mL以下

③システイン：3.0～7.5%

④還元後の還元性物質（シスチン）：0.65% 以下

⑤重金属：20 $\mu$ g/g 以下

⑥ヒ素：5 $\mu$ g/g 以下

⑦鉄：2 $\mu$ g/g 以下

イ.第2剤基準：1. チオグリコール酸またはその塩類を主成分とするコールド二浴式パーマネントウェーブ用製品

イ.第2剤の基準に準拠する。

3) チオグリコール酸またはその塩類を主成分とするコールド二浴式ヘアストレートナー用製品：本製品は室温で用いられるもので、チオグリコール酸またはその塩類を主成分とする第1剤及び酸化剤を含有する第2剤から成る。

ア.第1剤：本製品はチオグリコール酸またはその塩類を主成分とし、不揮発性無機アルカリの総量がチオグリコール酸の対応量以下の製剤である。但し、酸性で煮沸後の還元性物質の含量が7.0%を超える場合、超過分に対しジチオグリコール酸またはその塩類

をジチオジグリコール酸として同量以上配合しなければならない。本製品は品質維持のため、また有用性を高めるために適当なアルカリ剤、浸透剤、着色剤、湿潤剤、乳化剤、増粘剤、香料等を添加することができる。

①pH：4.5～9.6

②アルカリ：0.1N 塩酸の消費量は検体 1mL に対し 7.0mL 以下

③酸性煮沸後の還元性物質（チオグリコール酸）：2.0～11.0%

④酸性煮沸後の還元性物質以外の還元性物質(亜硫酸塩、硫化物等)：検体 1mL 中の酸性にて煮沸後の還元性物質以外の還元性物質に対する 0.1N ヨウ素液の消費量が 0.6mL 以下

⑤還元後の還元性物質（ジチオジグリコール酸）：4.0%以下

⑥重金属：20μg/g 以下

⑦ヒ素：5μg/g 以下

⑧鉄：2μg/g 以下

イ. 第 2 剤基準：1. チオグリコール酸またはその塩類を主成分とするコールド二浴式パーマメントウェーブ用製品

イ.第 2 剤の基準に準拠する。

4) チオグリコール酸またはその塩類を主成分とする加温二浴式パーマメントウェーブ用製品：本製品は使用時に約 60℃以下で加温操作し用いられるもので、チオグリコール酸またはその塩類を主成分とする第 1 剤及び酸化剤を含有する第 2 剤から成る。

ア.第 1 剤：本製品はチオグリコール酸またはその塩類を主成分とし、不揮発性無機アルカリの総量がチオグリコール酸の対応量以下の液剤である。本製品は品質維持のため、また有用性を高めるために適当なアルカリ剤、浸透剤、湿潤剤、着色剤、乳化剤、香料等を添加することができる。

①pH：4.5～9.3

②アルカリ：0.1N 塩酸の消費量は検体 1mL に対し 5mL 以下

③酸性煮沸後の還元性物質（チオグリコール酸）：1.0～5.0%

④酸性煮沸後の還元性物質以外の還元性物質(亜硫酸塩、硫化物等)：検体 1mL 中の酸性にて煮沸後の還元性物質以外の還元性物質に対する 0.1N ヨウ素液の消費量は 0.6mL 以下

⑤還元後の還元性物質（ジチオジグリコール酸）：4.0%以下

⑥重金属：20μg/g 以下

⑦ヒ素：5μg/g 以下

⑧鉄：2μg/g 以下

イ. 第 2 剤基準：1. チオグリコール酸またはその塩類を主成分とするコールド二浴式パーマメントウェーブ用製品

イ.第 2 剤の基準に準拠する。

5) システイン、システイン塩類またはアセチルシステインを主成分とする加温二浴式パーマメントウェーブ用製品：本製品は使用時に約 60℃以下で加温操作し用いられるもの



で、システイン、システイン塩類またはアセチルシステインを主成分とする第 1 剤及び酸化剤を含有する第 2 剤から成る。

ア.第 1 剤:本製品はシステイン、システイン塩類またはアセチルシステインを主成分とし、不揮発性無機アルカリを含まない液剤として、本製品には品質維持のため、または有用性を高めるために適当なアルカリ剤、浸透剤、湿潤剤、着色剤、乳化剤、香料等を添加することができる。

①pH : 4.0~9.5

②アルカリ : 0.1N 塩酸の消費量は検体 1mL に対し 9mL 以下

③システイン : 1.5~5.5%

④還元後の還元性物質 (シスチン) : 0.65% 以下

⑤重金属 : 20 $\mu$ g/g 以下

⑥ヒ素 : 5 $\mu$ g/g 以下

⑦鉄 : 2 $\mu$ g/g 以下

イ.第 2 剤基準 : 1. チオグリコール酸またはその塩類を主成分とするコールド二浴式パーマメントウェーブ用製品

イ.第 2 剤の基準に準拠する。

6) チオグリコール酸またはその塩類を主成分とする加熱二浴式ヘアストレートナー用製品 : 本製品は試験時に約 60 $^{\circ}$ C 以下で加温操作し用いられるもので、チオグリコール酸またはその塩類を主成分とする第 1 剤及び酸化剤を含有する第 2 剤から成る。

ア.第 1 剤 : 本製品はチオグリコール酸またはその塩類を主成分とし、不揮発性無機アルカリの総量がチオグリコール酸の対応量以下の製剤である。本製品は品質維持のため、また有用性を高めるために適当なアルカリ剤、浸透剤、湿潤剤、乳化剤、増粘剤、香料等を添加することができる。

①pH : 4.5~9.3

②アルカリ : 0.1N 塩酸の消費量は検体 1mL に対し 5.0mL 以下

③酸性煮沸後の還元性物質 (チオグリコール酸) : 1.0~5.0%

④酸性煮沸後の還元性物質以外の還元性物質(亜硫酸塩、硫化物等) : 検体 1mL 中の酸性にて煮沸後の還元性物質以外の還元性物質に対する 0.1N ヨウ素液の消費量は 0.6mL 以下

⑤還元後の還元性物質 (ジチオジグリコール酸) : 4.0%以下

⑥重金属 : 20 $\mu$ g/g 以下

⑦ヒ素 : 5 $\mu$ g/g 以下

⑧鉄 : 2 $\mu$ g/g 以下

イ.第 2 剤基準 : 1. チオグリコール酸またはその塩類を主成分とするコールド二浴式パーマメントウェーブ用製品

イ.第 2 剤の基準に準拠する。

7) チオグリコール酸またはその塩類を主成分とする高温整髪用熱器具を使用する加熱二浴

式ヘアストレートナー製品：本製品は試験時に約 60℃以下で加温し第 1 剤を処理した後、水で十分に洗浄し水分を取り除いて高温整髪用熱器具（180℃以下）を用いるもので、チオグリコール酸またはその塩類を主成分とする第 1 剤及び酸化剤を含有する第 2 剤から成る。

ア.第 1 剤：本製品はチオグリコール酸またはその塩類を主成分とし、不揮発性無機アルカリの総量がチオグリコール酸の対応量以下の製剤である。本製品は品質維持のため、また有用性を高めるために適当なアルカリ剤、浸透剤、湿潤剤、乳化剤、香料等を添加することができる。

①pH：4.5～9.3

②アルカリ：0.1N 塩酸の消費量は検体 1mL に対し 5.0mL 以下

③酸性煮沸後の還元性物質（チオグリコール酸）：1.0～5.0%

④酸性煮沸後の還元性物質以外の還元性物質(亜硫酸塩、硫化物等)：検体 1mL 中の酸性にて煮沸後の還元性物質以外の還元性物質に対する 0.1N ヨウ素液の消費量は 0.6mL 以下

⑤還元後の還元性物質（ジチオジグリコール酸）：4.0%以下

⑥重金属：20μg/g 以下

⑦ヒ素：5μg/g 以下

⑧鉄：2μg/g 以下

イ. 第 2 剤基準：1. チオグリコール酸またはその塩類を主成分とするコールド二浴式パーマメントウェーブ用製品

イ.第 2 剤の基準に準拠する。

8) チオグリコール酸またはその塩類を主成分とするコールド二浴式パーマメントウェーブ用製品：本製品は室温で用いられるもので、チオグリコール酸またはその塩類を主成分とし、不揮発性無機アルカリの総量がチオグリコール酸の対応量以下の液剤である。本製品は品質維持のため、また有用性を高めるために適当なアルカリ剤、浸透剤、湿潤剤、着色剤、乳化剤、香料等を添加することができる。

①pH：9.4～9.6

②アルカリ：0.1N 塩酸の消費量は検体 1mL に対し 3.5～4.6mL

③酸性煮沸後の還元性物質（チオグリコール酸）：3.0～3.3%

④酸性煮沸後の還元性物質以外の還元性物質(亜硫酸塩、硫化物等)：検体 1mL 中の酸性にて煮沸後の還元性物質以外の還元性物質に対する 0.1N ヨウ素液の消費量は 0.6mL 以下

⑤還元後の還元性物質（ジチオジグリコール酸）：0.5%以下

⑥重金属：20μg/g 以下

⑦ヒ素：5μg/g 以下

⑧鉄：2μg/g 以下

⑨ チオグリコール酸またはその塩類を主成分とする第 1 剤使用時に調剤する発熱二浴式パーマメントウェーブ用製品：本製品はチオグリコール酸またはその塩類を主成分とする

第1剤の1と第1剤の1中のチオグリコール酸またはその塩類の対応量以下の過酸化水素を含有する第1剤の2、過酸化水素を酸化剤として含有する第2剤から成り、使用時に第1剤の1及び第1剤の2を混合し約40℃に発熱させて用いられるものである。

ア.第1剤の1：本製品はチオグリコール酸またはその塩類を主成分とする液剤であり、本製品には品質維持のため、また有用性を高めるために適当なアルカリ剤、浸透剤、湿潤剤、着色剤、乳化剤、香料等を添加することができる。

①pH：4.5～9.3

②アルカリ：0.1N塩酸の消費量は検体1mLに対し10mL以下

③酸性煮沸後の還元性物質（チオグリコール酸）：8.0～19.0%

④酸性煮沸後の還元性物質以外の還元性物質(亜硫酸塩、硫化物等)：検体1mL中の酸性にて煮沸後の還元性物質以外の還元性物質に対する0.1Nヨウ素液の消費量は0.8mL以下

⑤還元後の還元性物質（ジチオジグリコール酸）：0.5%以下

⑥重金属：20μg/g以下

⑦ヒ素：5μg/g以下

⑧鉄：2μg/g以下

イ.第1剤の2：本製品は第1剤の1中に含まれるのチオグリコール酸またはその塩類の対応量以下の過酸化水素を含有する液剤であり、本製品には品質維持のため、また有用性を高めるために適当な浸透剤、pH調整剤、安定剤、湿潤剤、着色剤、乳化剤、香料等を添加することができる。

①pH：2.5～4.5

②重金属：20μg/g以下

③加算亜k水素：2.7～3.0%

ウ.第1剤の1及び第1剤の2の混合物：本製品は第1剤の1及び第1剤の2を容量比3：1で混合した液剤で、チオグリコール酸またはその塩類を主成分とし、不揮発性無機アルカリの総量がチオグリコール酸の対応量以下である。

①pH：4.5～9.4

②アルカリ：0.1N塩酸の消費量は検体1mLに対し7mL以下

③酸性煮沸後の還元性物質（チオグリコール酸）：2.0～11.0%

④酸性煮沸後の還元性物質以外の還元性物質(亜硫酸塩、硫化物等)：酸性にて煮沸後の還元性物質以外の還元性物質に対する0.1Nヨウ素液の消費量は0.6mL以下

⑤還元後の還元性物質（ジチオジグリコール酸）：3.2～4.0%

⑥温度上昇：温度の差は14℃～20℃

エ.第2剤：1.チオグリコール酸またはその塩類を主成分とするコールド二浴式パーマネットウェーブ用製品 イ.第2剤の基準に準拠する。

9.遊離アルカリ 0.1%以下（化粧石鹼に限る）

Copyright(C) 2020 JETRO. All rights reserved.

第7条（規制の見直し）「行政規制基本法」第8条及び「訓令・例規等の発令及び管理に関する規定」に基づき2014年1月1日を基準に3年になる時点（3年目の12月31日までをさす）その妥当性を検討する改善等の措置をとらなければならない。

付則<第2013-2号、2013.1.16.>

**第1条**(施行日)本告示は、告示後1ヶ月が経過した日から施行する。

**第2条**(他の告示の廃止)「化粧品基準及び試験方法」(食品医薬品安全庁告示第2009-158号、2009.10.7.)は、これを廃止する。

**第3条**(適用例)本告示は、告示施行後最初に化粧品製造業者及び製造販売業者が製造または輸入(通関日を基準とする)する化粧品から適用する。

**第4条**(経過措置)

- ①本告示の施行の際、従前の規定に従い製造または輸入された化粧品に対しては従前の規定を適用する。
- ②本告示の施行の際、従前の規定に従い審査を受けた機能性化粧品の別添規格と基準及び試験方法において“粧原基一般試験法”及び“「化粧品基準及び試験方法」(食品医薬品安全庁告示)”を引用している場合、これを各々“「機能性化粧品基準及び試験方法」(食品医薬品安全庁告示)一般試験法VI-1.原料”及び“「機能性化粧品基準及び試験方法」(食品医薬品安全庁告示)一般試験法VI-2.製剤”を引用したものとみなす。
- ③本告示の施行の際、従前規定に従い許可または申告受理された医薬品及び医薬部外品の別添規格と基準及び試験法において“粧原基一般試験法”及び“「化粧品基準及び試験方法」(食品医薬品安全庁告示)”を引用している場合、これを“「医薬部外品に関する基準及び試験方法」(食品医薬品安全庁告示)医薬部外品各条第4部添加剤”を引用したものとみなす。

**第5条**(他の告示の改定)

- ①「医薬品の品目許可申告審査規定」(食品医薬品安全庁告示第2012-137号、2012.12.28.)を次の通り改定する。

第12条第3項第2号キの“「化粧品の原料指定に関する基準」(食薬庁告示)別表1の化粧品原料基準”を“「医薬部外品に関する基準及び試験方法」(食品医薬品安全庁告示)医薬部外品各条第4部添加剤”とする。

- ②「医薬部外品の品目許可申告審査規定」(食品医薬品安全庁告示第2011-5号、2011.2.1.)を次の通り改定する。

第9条第3項第2号ケの“「化粧品原料指定に関する規定」(食品医薬品安全庁告示)別表1に基づく化粧品原料基準”を“「医薬部外品に関する基準及び試験方法」(食品医薬品安全庁告示)医薬部外品各条第4部添加剤”とする。

- ③「生物学的製剤等の品目許可審査規定」(食品医薬品安全庁告示第2012-123号、

2012.12.26.) を次の通り改定する。

第 12 条第 3 項第 2 号クの“「化粧品原料指定に関する基準」(食品医薬品安全庁告示) 別表 1 の化粧品原料基準”を“「医薬部外品に関する基準及び試験方法」(食品医薬品安全庁告示) 医薬部外品各条第 4 部添加剤”とする。

- ④「韓薬(生薬)製剤等の品目許可申告に関する規定」(食品医薬品安全庁告示第 2012-22 号、2012.5.22.) を次の通り改定する。

第 12 条第 3 項第 2 号カの“「化粧品原料指定に関する規定」(食薬庁告示) 別表 1 の化粧品原料基準”を“「医薬部外品に関する基準及び試験方法」(食品医薬品安全庁告示) 医薬部外品各条第 4 部添加剤”とする。

付則<第 2013-24 号、2013.4.5.>

第 1 条(施行日) 本告示は、告示の日から施行する。

付則<第 2014-79 号、2014.2.12.>

本告示は、告示の日から施行する。

付則<第 2014-118 号、2014.5.30.>

本告示は、告示の日から施行する。

付則<第 2014-119 号、2014.12.23.>

第 1 条(施行日) 本告示は、告示後 1 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条(適用例) 本告示は、告示施行後最初に製造または輸入(通関日を基準とする)された化粧品から適用する。

第 3 条(経過措置) 本告示の施行の際、従前の規定に従い製造または輸入(通関日を基準とする)された化粧品は従前の規定を適用する。

付則<第 2015-43 号、2015.7.10.>

第 1 条(施行日) 本告示は、告示の日から施行する。但し、別表 2 の改定規定は告示後 1 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条(適用例) 本告示は、告示施行後化粧品製造業者及び製造販売業者が製造または輸入(通関日を基準とする)する化粧品から適用する。

第 3 条(経過措置) 本告示の施行の際、従前の規定に従い製造または輸入された化粧品に対しては従前の規定を適用する。

付則<第 2015-110 号、2015.12.29.>

第 1 条(施行日) 本告示は、告示の日から施行する。但し、別表 2 のドロメトリゾールの使

用限度欄及び別表 3 の改定規定は、告示後 1 ヶ月が経過した日から施行する。

**第 2 条** (キシレン、ドロメトリゾール、流通化粧品安全管理基準試験方法変更の適用例) 別表 1、別表 2、別表 4 の改定規定は、告示施行後製造または輸入(通関日を基準とする)される化粧品から適用する。

**第 3 条**(ヒト細胞組織培養液の安全基準に関する適用例)別表 3 の改定規定は、本告示の施行後製造または輸入(通関日を基準とする)される‘ヒト細胞組織培養液’から適用する。

付則<第 2016-74 号、2016.7.28.>

**第 1 条** (施行日) 本告示は、告示の日から施行する。

**第 2 条** (適用例) 本告示は、告示施行後化粧品製造業者及び製造販売業者が製造または輸入(通関日を基準とする)する化粧品から適用する。

**第 3 条**(経過措置)本告示の施行の際、従前の規定に従い製造または輸入された化粧品に対しては従前の規定を適用する。

付則<第 2017-3 号、2017.1.11.>

**第 1 条** (施行日) 本告示は、2017 年 7 月 1 日から施行する。

**第 2 条** (適用例) 本告示は、告示施行後化粧品製造業者及び製造販売業者が製造または輸入(通関日を基準とする)する化粧品から適用する。

**第 3 条**(経過措置)本告示の施行の際、従前の規定に従い製造または輸入された化粧品に対しては従前の規定を適用する。但し該当製品は、告示施行後 1 年が経過した日までに限り販売、及び販売の目的で陳列または保管することができる。

付則<第 2017-12 号、2017.2.23.>

**第 1 条** (施行日) 本告示は、告示の日から施行する。

**第 2 条** (適用例) 本告示は、告示施行後化粧品製造業者及び製造販売業者が製造または輸入(通関日を基準とする)する化粧品から適用する。

**第 3 条**(経過措置)①本告示の施行の際、従前の規定に従い製造または輸入された化粧品に対しては従前の規定を適用する。但し該当製品は、本告示施行後 1 年 6 ヶ月が経過した日までに限り販売、及び販売の目的で陳列または保管することができる。

付則<第 2017-41 号、2017.5.23.>

**第 1 条** (施行日) 本告示は、2017 年 5 月 30 日から施行する。

**第 2 条** (適用例) 本告示は、告示施行後化粧品製造業者及び製造販売業者が製造または輸入(通関日を基準とする)する化粧品から適用する。

**第 3 条**(安全基準等の変更に伴う化粧品の製造輸入に対する経過措置)付則第 2 条にもかかわらず、本告示の施行の際、従前の「薬事法」第 31 条第 4 項による品目許可を受けたり

品目申告をした医薬部外品の製造業者または輸入者は、本告示の施行後 1 年になる日まで、従前の規定に従い該当品目を製造または輸入することができる。

**第 4 条** (安全基準等の変更に伴う化粧品の販売等に対する経過措置) 本告示の施行の際、従前の「薬事法」第 31 条第 4 項による品目許可を受けたり品目申告を行い、既に製造または輸入された製品や付則第 3 条に該当し製造または輸入した製品の場合は、本告示の施行後 2 年になる日までは販売、及び販売の目的で陳列または保管することができる。

付則<第 2017-50 号、2017.6.13.>

**第 1 条** (施行日) 本告示は、告示の日から施行する。

**第 2 条** (適用例) 本告示は、告示施行後化粧品製造業者及び製造販売業者が製造または輸入(通関日を基準とする)する化粧品から適用する。

**第 3 条**(安全基準等の変更に伴う化粧品の製造輸入に対する経過措置)

①付則第 2 条にもかかわらず、本告示の施行の際、従前の「薬事法」第 31 条第 4 項による品目許可を受けたり品目申告をした医薬部外品の製造業者または輸入者は、2018 年 5 月 30 日まで従前の規定に従い該当品目を製造または輸入することができる。

②付則第 2 条にもかかわらず、化粧品製造業者または製造販売業者は、本告示の施行の際、既に製造または輸入したことがある化粧品の場合には 2018 年 5 月 30 日まで従前の規定に従い製造または輸入することができる。

**第 4 条** (安全基準等の変更に伴う化粧品の販売等に対する経過措置) 本告示の施行の際、従前の「薬事法」第 31 条第 4 項による品目許可を受けたり品目申告を行い、既に製造または輸入された品目や付則第 3 条 1 項または第 2 項に該当し製造または輸入した製品の場合は、2019 年 5 月 30 日まで販売、及び販売の目的で陳列または保管することができる。

付則<第 2017-114 号、2017.12.29.>

**第 1 条** (施行日) 本告示は、告示の日から施行する。

付則<第 2019-27 号、2019.4.1.>

**第 1 条** (施行日) 本告示は、告示の日から施行する。但し、別表 1 の改定規定と別表 2 のニトロメタンの改定規制は、告示後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

**第 2 条** (適用例) 本告示は、告示施行後化粧品製造業者及び責任販売業者が製造(委託製造を含む)または輸入(通関日を基準とする)した化粧品から適用する。

**第 3 条**(経過措置)本告示の施行前に、従前の規定に従い製造または輸入された化粧品は、告示施行日から 2 年が経過した日までに限り販売、及び販売の目的で陳列または保管することができる。

付則<第 2019-93 号、2019.10.17>

**第 1 条**（施行日）本告示は告示後 6 ヶ月が経過した日から施行する。但し、各号の事項は各号の区分に基づく日から施行する。

1. 第 6 条及び別表 4 の改定規定：2019 年 12 月 31 日

2. 第 1 条及び第 5 条の改定規定：2020 年 3 月 14 日

**第 2 条**（適用例）本告示は告示施行後化粧品製造業者及び化粧品責任販売業者が製造（委託製造を含む）または輸入（通関日を基準とする）した化粧品から適用する。

**第 3 条**（経過措置）次の各号の改定規定にもかかわらず従前の規定に基づき製造または輸入された化粧品は、告示施行日から 2 年になる日まで流通・販売をすることができる。

1. 別表 1 のセンジュギク花抽出物または油

2. 別表 2 のマンジュギク抽出物または油、シオザキソウ花抽出物または油、ピーナツ油、抽出物及び誘導体、ハイドロライズミールタンパク質、メチルイソチアゾリノン、ジメチルオキサゾリジン、p-クロロ-m-クレゾール、クロロフェン、プロピオン酸及びその塩類



[別表 1]

使用できない原料

ガラミントリエチオダイド  
ガラタミン  
中枢神経系に作用する交感神経興奮性アミン  
グアネチジン及びその塩類  
グアイフェネシン  
グルココルチコイド  
グルテチミド及びその塩類  
グリシクルアミド  
塩化金酸ナトリウム  
無機ナイトライト（ソジウムナイトライトを除く）  
ナファゾリン及びその塩類  
ナフトレン  
1,7-ナフトレンジオール  
2,3-ナフトレンジオール  
2,7-ナフトレンジオール及びその塩類（但し、2,7-ナフトレンジオールは染毛剤において用法・用量に基づく混合物の染毛成分として 1.0%以下は対象外）  
2-ナフトール  
1-ナフトール及びその塩類(但し、1-ナフトールは酸化染毛剤において用法・用量に基づく混合物の染毛成分として 2.0%以下は対象外)  
3-(1-ナフチル)-4-ヒドロキシクマリン  
1-(1-ナフチルメチル) キノリニウムクロリド  
N-2-ナフチルアニリン  
1,2-ナフチルアミン及びその塩類  
ナロルフィン、その塩類及びエーテル  
鉛及びその化合物  
ネオジミウム及びその塩類  
ネオスチグミン及びその塩類（例：ネオスチグミンブロミド）  
ノニルフェノール[1]；4-ノニルフェノール、分岐型[2]  
ノルアドレナリン及びその塩類  
ノスカピン及びその塩類  
ニグロシンスピリットソルブル（ソルベントブラック 5）及びその塩類  
ニッケル  
ニッケルジヒドロキシド  
ニッケルジオキシド

ニッケルモノオキシド  
ニッケルスルフィド  
硫酸ニッケル  
ニッケル カーボネート  
ニコチン及びその塩類  
2-ニトロナフタレン  
ニトロメタン  
ニトロベンゼン  
4-ニトロビフェニル  
4-ニトロソフェノール  
3-ニトロ-4-アミノフェノキシエタノール及びその塩類  
ニトロソアミン類 (例: 2,2'-(ニトロソイミノ)ビスエタノール、ニトロソジプロピルアミン、ジメチルニトロソアミン)  
ニトロスチルベン、その同属体及び誘導体  
2-ニトロアニソール  
5-ニトロアセナフテン  
ニトロクレゾール及びそのアルカリ金属塩  
2-ニトロトルエン  
5-ニトロ-*o*-トルイジン及び 5-ニトロ-*o*-トルイジン塩酸塩  
6-ニトロ-*o*-トルイジン  
3-[(2-ニトロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル)アミノ]プロパン-1,2-ジオール(HC 黄 6)及びその塩類  
4-[(4-ニトロフェニル)アゾ]アニリン(ディスパースオレンジ 3)及びその塩類  
2-ニトロ-*p*-フェニレンジアミン及びその塩類 (例: ニトロ-*p*-フェニレンジアミン硫酸塩)  
(但し、ニトロ-*p*-フェニレンジアミンは酸化染毛剤において用法・用量に基づく混合物の染毛成分として 3.0%以下は対象外)  
4-ニトロ-*m*-フェニレンジアミン及びその塩類 (例: *p*-ニトロ-*m*-フェニレンジアミン硫酸塩)  
ニトロフェン  
ニトロフラン系化合物 (例: ニトロフラントイン、フラゾリドン)  
2-ニトロプロパン  
6-ニトロ-2,5-ピリジンジアミン及びその塩類  
2-ニトロ-*N*-ヒドロキシエチル-*p*-アニシジン及びその塩類  
ニトロキソリン及びその塩類  
ダミノジッド  
ダイノキャップ(ISO)  
ジウロン

ダトウラ(Datura)属及びその生薬製剤  
デカメチルレンビス(トリメチルアンモニウム)塩(例:デカメトニウムブロミド)  
デクアリニウムクロリド  
デキストロメトルファン及びその塩類  
デキストロプロポキシフェン  
ドデカクロロペンタシクロ[5.2.1.02,6.03,9.05,8]デカン  
ドジン  
豚肺臓抽出物  
デュタステリド、その塩類及び誘導体  
1,5-ジ-(β-ヒドロキシエチル)アミノ-2-ニトロ-4-クロロベンゼン及びその塩類(例:HC黄10)(但し、非酸化染毛剤において用法・用量に基づく混合物の染毛成分として0.1%以下は対象外)  
5,5'-ジ-イソプロピル-2,2'-ジメチルビフェニル-4,4'-ジイルジ次亜ヨウ素酸塩  
ジギタリス(Digitalis)属及びその生薬製剤  
ジノセプ、その塩類及びエステル類  
ジノターブ、その塩類及びエステル類  
ジニッケルトリオキシド  
ジニトロトルエン、テクニカルグレード  
2,3-ジニトロトルエン  
2,5-ジニトロトルエン  
2,6-ジニトロトルエン  
3,4-ジニトロトルエン  
3,5-ジニトロトルエン  
ジニトロフェノール異性体  
5-[(2,4-ジニトロフェニル)アミノ]-2-(フェニルアミノ)-ベンゼンスルホン酸及びその塩類  
ジメバミド及びその塩類  
7,11-ジメチル-4,6,10-ドデカトリエン-3-オン  
2,6-ジメチル-1,3-ジオキサン-4-イルアセテート(ジメトキサン、o-アセトキシ-2,4-ジメチル-m-ジオキサン)  
4,6-ジメチル-8-tert-ブチルクマリン  
[3,3'-ジメチル[1,1'-ビフェニル]-4,4'-ジアンモニウムビス(ハイドロジェンサルフェート)  
ジメチルスルファモイルクロリド  
硫酸ジメチル  
ジメチルスルホキシド  
ジメチルシトラコネート  
N,N-ジメチルアニリニウムテトラキス(ペンタフルオロフェニル)ボラート

N,N-ジメチルアニリン  
 1-ジメチルアミノメチル-1-メチルプロピルベンゾアート(アミロカイン)及びその塩類  
 9-(ジメチルアミノ)-ベンゾ[a]フェノキサジン-7-イウム及びその塩類  
 5-((4-ジメチルアミノ)フェニル)アゾ)-1,4-ジメチル-1H-1,2,4-トリアゾリウム及びその塩類  
 ジメチルアミン  
 N,N-ジメチルアセトアミド  
 3,7-ジメチル-2-オクテン-1-オール(6,7-ジヒドロゲラニオール)  
 6,10-ジメチル-3,5,9-ウンデカトリエン-2-オン (シュードイオノン)  
 ジメチルカルバモイルクロリド  
 N,N-ジメチル-p-フェニレンジアミン及びその塩類  
 1,3-ジメチルペンチルアミン及びその塩類  
 ジメチルホルムアミド  
 N,N-ジメチル-2,6-ピリジンジアミン及びその塩酸塩  
 N,N'-ジメチル-N-ヒドロキシエチル-3-ニトロ-p-フェニレンジアミン及びその塩類  
 2-(2-((2,4-ジメトキシフェニル)アミノ)エテニル)-1,3,3-トリメチル-3H-インドリウム及びそ  
 の塩類  
 酸化バナジウム  
 ジベンゾ[a,h]アントラセン  
 2,2-ジブromo-2-ニトロエタノール  
 1,2-ジブromo-2,,4-ジシアノブタン(メチルジブromoグルタロニトリル )  
 ジブromoサリチルアニリド  
 2,6-ジブromo-4-シアノフェニル オクタノエート  
 1,2-ジブromoエタン  
 1,2-ジブromo-3-クロロプロパン  
 5-( $\alpha,\beta$ -ジブromoフェンエチル)-5-メチルヒダントイン  
 2,3-ジブromoプロパン-1-オール  
 3,5-ジブromo-4-ヒドロキシベンゾニトリル及びその塩類 (ブromoキシニル及びその塩類)  
 ジブromoプロパミジン及びその塩類(イセチオナートを含む)  
 ジスルフィラム  
 ジソジウム[5-[[4'-[[2,6-ジヒドロキシ-3-[(2-ヒドロキシ-5-スルホフェニル)アゾ]フェニル]ア  
 ズ][1,1'-ビフェニル]-4-イル]アゾ] サリチラト(4-)]クプラート(2-)(ダイレクトブラウン 95)  
 ジソジウム 3,3'-[[1,1'-ビフェニル]-4,4'-ジイルビス(アゾ)]-ビス(4-アミノナフタレン-1-ス  
 ルホナート) (コンゴーレッド)  
 ジソジウム 4-アミノ-3-[[4'-[[2,4-ジアミノフェニル)アゾ][1,1'-ビフェニル]-4-イル]アゾ]-5-  
 ヒドロキシ-6-(フェニルアゾ)ナフタレン-2,7-ジスルホナート(ダイレクトブラック 38)  
 ジソジウム 4-(3-エトキシカルボニル-4-(5-(3-エトキシカルボニル-5-ヒドロキシ-1-(4-スル

ホナートフェニル)パラゾール-4-イル)ペンタ-2,4-ジエニリデン)-4,5-ジヒドロ-5-オキソピ  
ラゾール-1-イル)ベンゼンスルホナート及びトリソジウム 4-(3-エトキシカルボニル-4-(5-(3-  
エトキシカルボニル-5-オキシド-1(4-スルホナートフェニル)ピラゾール-4-イル)ペンタ-2,4-  
ジエニリデン)-4,5-ジヒドロ-5-オキソピラゾール-1-イル)ベンゼンスルホナート

ディスパースレッド 15

ディスパースイエロー3

デアノールアセグマルト

o-ジアニシジン系アゾ染料類

o-ジアニシジンの塩(3,3'-ジメトキシベンジジンの塩)

3,7-ジアミノ-2,8-ジメチル-5-フェニルフェナジニウム及びその塩類

3,5-ジアミノ-2,6-ジメトキシピリジン及びその塩類(例:2,6-ジメトキシ-3,5-ピリジンジア  
ミンヒドロクロリド)(但し、2,6-ジメトキシ-3,5-ピリジンジアミンヒドロクロリドは酸化  
染毛剤において用法・用量に基づく混合物の染毛成分として0.25%以下は対象外)

2,4-ジアミノジフェニルアミン

4,4'-ジアミノジフェニルアミン及びその塩類(例:4,4'-ジアミノジフェニルアミンサルフェ  
ート)

2,4-ジアミノ-5-メチルフェネトール及びその塩酸塩

2,4-ジアミノ-5-メチルフェノキシエタノール及びその塩類

4,5-ジアミノ-1-メチルピラゾール及びその塩酸塩

1,4-ジアミノ-2-メトキシ-9,10-アントラセンジオン(ディスパースレッド 11)及びその塩類

3,4-ジアミノ安息香酸

ジアミノトルエン、[4-メチル-m-フェニレンジアミン]及び[2-メチル-m-フェニレンジアミ  
ン]の混合物

2,4-ジアミノフェノキシエタノール及びその塩類(但し2,4-ジアミノフェノキシエタノール  
ヒドロクロリドは酸化染毛剤において用法・用量に基づく混合物の染毛成分として0.5以下  
は対象外)

3-[[[4-[[ジアミノ(フェニルアゾ)フェニル]アゾ]-1-ナフタレニル]アゾ]-N,N,N-トリメチル  
ベンゼンアミニウム及びその塩類

3-[[[4-[[ジアミノ(フェニルアゾ)フェニル]アゾ]-2-メチルフェニル]アゾ]-N,N,N-トリメチル  
-ベンゼンアミニウム及びその塩類

2,4-ジアミノフェニルエタノール及びその塩類

O,O'-ジアセチル-N-アリル-N'-ノルモルフィン

ジアゾメタン

ジアレート

ジエチル-4-ニトロフェニルホスフェイト

O,O'-ジエチル-O-4-ニトロフェニルホスホロチオエート(パラチオン-ISO)

Copyright(C) 2020 JETRO. All rights reserved.

ジエチレングリコール(但し、非意図的残留物で 0.1%以下の場合は対象外)  
ジエチルマレエート  
硫酸ジエチル  
2-ジエチルアミノエチル-3-ヒドロキシ-4-フェニルベンゾアート及びその塩類  
4-ジエチルアミノ-*o*-トルイジン及びその塩類  
N-[4[[4-(ジエチルアミノ)フェニル][4-(エチルアミノ)-1-ナフタレニル]メチレン]-2,5-シクロ  
ヘキサジエン-1-イリデン]-N-エチル-エタンアミニウム及びその塩類  
N-(4[[4-(ジエチルアミノ)フェニル]フェニルメチレン]-2,5-シクロヘキサジエン-1-イリデ  
ン)-N-エチルエタンアミニウム及びその塩類  
N,N-ジエチル-*m*-アミノフェノール  
3-ジエチルアミノプロピルシンナメート  
ジエチルカルバモイルクロリド  
N,N-ジエチル-*p*-フェニレンジアミン及びその塩類  
ディーエヌオーシー (DNOC,4,6-ジニトロ-*o*-クレゾール)  
ジエルドリン  
ジオキサン  
ジオキセテドリン及びその塩類  
5-(2,4-ジオキソ-1,2,3,4-テトラヒドロピリミジン)-3-フルオロ-2-ヒドロキシメチルテトラヒ  
ドロピラン  
ジチオ-2,2'-ビスピリジン-ジオキシド 1,1'(トリハイドレイテッドマグネシウムサルフェイ  
ト付加) (ピリチオンジスルフィド+マグネシウムサルフェイト)  
ジクマロール  
2,3-ジクロロ-2-メチルブタン  
1,4-ジクロロベンゼン(*p*-ジクロロベンゼン)  
3,3'-ジクロロベンジジン  
3,3'-ジクロロベンジジンジニ二水素ビス (サルフェート)  
3,3'-ジクロロベンジジンジヒドロクロリド  
3,3'-ジクロロベンジジンサルフェート  
1,4-ジクロロブタ-2-エン  
2,2'-[(3,3'-ジクロロ[1,1'-ビフェニル]-4,4'-ジイル)ビス(アゾ)]ビス[3-オキソ-N-フェニルブ  
タンアミド](ピグメントイエロー12)及びその塩類  
ジクロロサリチルアニリド  
ジクロロエチレン(アセチレンクロリド)(例: ビニリデンクロリド)  
ジクロロエタン (エチレンクロリド)  
ジクロロ-*m*-クシレノール  
 $\alpha,\alpha$ -ジクロロトルエン

ジクロロフェン

1,3-ジクロロプロパン-2-オール

2,3-ジクロロプロペン

ジフェノキシレートヒドロクロリド

1,3-ジフェニルグアニジン

ジフェニルアミン

ジフェニルエーテル；オクタブロモ誘導体

5,5-ジフェニル-4-イミダゾリドン

ジフェンクロキサジン

2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-6-[(4-(フェニルアゾ)-1-ナフタレニル)アゾ]-1H-ピリミジン(ソルベントブラック 3)及びその塩類

3,4-ジヒドロ-2-メトキシ-2-メチル-4-フェニル-2H,5H,ピラノ(3,2-c)-(1)ベンゾピラン-5-オン(シクロクマロール)

2,3-ジヒドロ-2H-1,4-ベンゾキサジン-6-オール及びその塩類 (例：ヒドロキシベンゾモルホリン (但し、ヒドロキシベンゾモルホリンは酸化染毛剤において用法・用量に基づく混合物の染毛成分として 1.0%以下は対象外)

2,3-ジヒドロ-1H-インドール-5,6-ジオール(ジヒドロキシインドリン)及びその臭化水素酸塩 (ジヒドロキシインドリン臭化水素酸塩) (但し、非酸化染毛剤において用法・用量に基づく混合物の染毛成分として 2.0%以下は対象外)

(S)-2,3-ジヒドロ-1H-インドール-カルボン酸

ジヒドロタキステロール

2,6-ジヒドロキシ-3,4-ジメチルピリジン及びその塩類

2,4-ジヒドロキシ-3-メチルベンズアルデヒド

4,4'-ジヒドロキシ-3,3'-(3-メチルチオプロピリデン)ジクマリン

2,6-ジヒドロキシ-4-メチルピリジン及びその塩類

1,4-ジヒドロキシ-5,8-ビス[(2-ヒドロキシエチル)アミノ]アントラキノン(ディスパースブルー7)及びその塩類

4-[4-(1,3-ジヒドロキシプロパ-2-イル)フェニルアミノ]-1,8-ジヒドロキシ-5-ニトロアントラキノン

2,2'-ジヒドロキシ-3,3',5,5',6,6'-ヘキサクロロジフェニルメタン (ヘキサクロロフェン)

ジヒドロクマリン

N,N'-ジヘキサデシル-N,N'-ビス(2-ヒドロキシエチル)プロパンジアミド；ビスヒドロキシエチルビスセチルマロンアミド

ゲッケイジュ (*laurus nobilis* L.) の種からとれた油

インドジャボク (*Rauwolfia serpentina*) アルカロイド及び塩類

ラッカイン酸(CI ナチュラルレッド 25)及びその塩類

レゾルシノールジグリシジルエーテル  
ローダミン B 及びその塩類  
ロベリア(Lobelia)属及びその生薬製剤  
ロベリン及びその塩類  
リヌロン  
リドカイン  
過酸化物質が 20mmol/L を超過する d-リモネン  
過酸化物質が 20mmol/L を超過する dℓ-リモネン  
過酸化物質が 20mmol/L を超過する ℓ-リモネン  
リセルギド(Lysergide)及びその塩類  
麻薬類管理に関する法律第 2 条に基づく麻薬類  
ミクロブタニル(2-(4-クロロフェニル)-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ヘキサネニ  
トリル)  
麻酔剤(天然及び合成)  
マンノムスチン及びその塩類  
マラカイトグリーン及びその塩類  
マロノニトリル  
1-メチル-3-ニトロ-1-ニトロソグアニジン  
1-メチル-3-ニトロ-4-(β-ヒドロキシエチル)アミノベンゼン及びその塩類 (例: ヒドロキシエ  
チル-2-ニトロ-p-トルイジン) (但し、ヒドロキシエチル-2-ニトロ-p-トルイジンは染毛剤に  
おいて用法・用量に基づく混合物の染毛成分として 1.0%以下は対象外)  
N-メチル-3-ニトロ-p-フェニレンジアミン及びその塩類  
N-メチル-1,4-ジアミノアントラキノン、エピクロヒドリン及びモノエタノールアミンの反  
応生成物 (HC 青 4) 及びその塩類  
3,4-メチレンジオキシフェノール及びその塩類  
メチルレゾルシン  
メチレングリコール  
4,4'-メチレンジアニリン  
3,4-メチレンジオキシアニリン及びその塩類  
4,4'-メチレンジ-o-トルイジン  
4,4'-メチレンビス(2-エチルアニリン)  
(メチレンビス(4,1-フェニレンアゾ(1-(3-(ジメチルアミノ)プロピル)-1,2-ジヒドロ-6-ヒド  
ロキシ-4-メチル-2-オキソピリジン-5,3-ジイル))) -1,1'-ジピリジニウムジクロリド ジヒド  
ロクロリド  
4,4'-メチレンビス[2-(4-ヒドロキシベンジル)-3,6-ジメチルフェノール]と 6-ジアゾ-5,6-ジ  
ヒドロ-5-オキソ-ナフタレンスルホナート(1:2)の反応生成物と 4,4'-メチレンビス[2-(4-ヒ



ドロキシベンジル)-3,6-ジメチルフェノール]と 6-ジアゾ-5,6-ジヒドロ-5-オキソ-ナフタレンスルホナート(1:3)反応生成物との混合物

メチレンクロリド

3-(N-メチル-N-(4-メチルアミノ-3-ニトロフェニル)アミノ)プロパン-1,2-ジオール及びその塩類

メチルメタクリレートモノマー

メチルトランス-2-ブテノアート

2-[3-(メチルアミノ)-4-ニトロフェノキシ]エタノール及びその塩類 (例: 3-メチルアミノ-4-ニトロフェノキシエタノール) (但し、非酸化染毛剤において用法・用量に基づく混合物の染毛成分として 0.15%以下は対象外)

N-メチルアセタミド

(メチル-ONN-アゾシ)メチルアセテート

2-メチルアジリジン (プロピレンイミン)

メチルオキシラン

メチルユゲノール (但し、植物抽出物により自然に含有され次の濃度以下の場合を対象外、香料原液を 8%超過して含む製品 0.01%、香料原液を 8%以下で含む製品 0.004%、芳香用クリーム 0.002%、使用後洗い流す製品 0.001%、その他 0.0002% )

N,N'-((メチルアミノ)ジエチレン)ビス(エチルジメチルアンモニウム)塩類 (例: アザメトニウムブロメード)

メチルイソシアネート

6-メチルクマリン(6-MC)

7-メチルクマリン

メチルクレソキシム

1-メチル-2,4,5-トリヒドロキシベンゼン及びその塩類

メチルフェニデート及びその塩類

3-メチル-1-フェニル-5-ピラゾロン及びその塩類 (例: フェニルメチルピラゾロン) (但し、フェニルメチルピラゾロンは酸化染毛剤において用法・用量に基づく混合物の染毛成分として 0.25%以下は対象外)

メチルフェニレンジアミン類、その N-置換誘導体類及びその塩類 (例: 2,6-ジヒドロキシエチルアミノトルエン) (但し、染毛剤において染毛成分として使用するものは対象外)

<削除>

2-メチル-m-フェニレンジイソシアネート

4-メチル-m-フェニレンジイソシアネート

4,4'-[(p-メチル-1,3-フェニレン)ビス(アゾ)]ビス[6-メチル-1,3-ベンゼンジアミン](ペーシックブラウン 4)及びその塩類

4-メチル-6-(フェニルアゾ)-1,3-ベンゼンジアミン及びその塩類

N-メチルホルムアミド  
5-メチル-2,3-ヘキサンジオン  
2-メチルヘプチルアミン及びその塩類  
メカミラミン  
メタニルイエロー  
メタノール(エタノール及びイソプロピルアルコールの変性剤としてのみアルコール中 5%  
まで使用)  
メテトヘプタジン及びその塩類  
メトカバモール  
メトトレキシト  
2-メトキシ-4-ニトロフェノール(4-ニトログアヤコール)及びその塩類  
2-[(2-メトキシ-4-ニトロフェニル)アミノ]エタノール及びその塩類 (例: 2-ヒドロキシエチ  
ルアミノ-5-ニトロアニソール) (但し、非酸化染毛剤において用法・用量に基づく混合物の  
染毛成分として 0.2%以下は対象外)  
1-メトキシ-2,4-ジアミノベンゼン(2,4-ジアミノアニソール又は 4-メトキシ-m-フェニレン  
ジアミン又は CI176050)及びその塩類  
1-メトキシ-2,5-ジアミノベンゼン(2,5-ジアミノアニソール)及びその塩類  
2-メトキシメチル-p-アミノフェノール及びその塩酸塩  
6-メトキシ-N2-メチル-2,3-ピリジンジアミンヒドロクロリド及びジヒドロクロリド塩 (但  
し、染毛剤において用法・用量に基づく混合物の染毛成分として酸で 0.68% 以下、ジヒド  
ロクロリド塩で 1.0%以下は対象外)  
2-(4-メトキシベンジル-N-(2-ピリジル)アミノ)エチルジメチルアミンマレイン酸  
メトキシ酢酸  
2-メトキシエチルアセテート (メトキシエタノールアセテート)  
N-(2-メトキシエチル)-p-フェニレンジアミン及びその塩酸塩  
2-メトキシエタノール (エチレンエングリコールモノメチルエーテル、EGMME)  
2-(2-メトキシエトキシ)エタノール(メトキシジグリコール)  
7-メトキシクマリン  
4-メトキシトルエン-2,5-ジアミン及びその塩酸塩  
6-メトキシ-m-トルイジン(p-クレシジン)  
2-[[[(4-メトキシフェニル)メチルヒドラゾノ]メチル]-1,3,3-トリメチル-3H-インドリウム及  
びその塩類  
4-メトキシフェノール(ヒドロキノンモノメチルエーテル又は p-ヒドロキシアニソール)  
4-(4-メトキシフェニル)-3-ブテン-2-オン(4-アニシリデンアセトン)  
1-(4-メトキシフェニル)-1-ペンテン-3-オン(α-メチルアニサルアセトン)  
2-メトキシプロパンオール

2-メトキシプロピルアセテート

6-メトキシ-2,3-ピリジンジアミン及びその塩酸塩

メタアルデヒド

メタムフェプラモン及びその塩類

メトホルミン及びその塩類

メトヘプタジン及びその塩類

メチラボン

メチプリロン及びその塩類

メフェネシン及びそのエステル

メフェクロラジン及びその塩類

メプロバメート

2級アミン含量が0.5%を超過するモノアルキルアミン、モノアルカノールアミン及びその塩類

モノクロトホス

モヌロン

モルホリン及びその塩類

モスケン(1,1,3,3,5-ペンタメチル-4,6-ジニトロインダン)

モフェブタゾン

モッコウ (Saussurea lappa Clarke=Saussurea costus(Falc.) Lipsch.=Aucklandia lappa Decne) 根油

モリネート

モルホリン-4-カルボニルクロリド

ムカカ(無花果) (Ficus carica)葉アブソリュート(フィグリーフアブソリュート)

ミネラルウール

マイクロプラスチック (洗浄、角質除去などの製品\*に残っている5mmサイズ以下の個体プラスチック)

(\* 化粧品法施行規則[別表3])

#### 1. 化粧品のタイプ

ア. 乳幼児用製品類 1)乳幼児用シャンプー、リンス 4)乳幼児用人体洗浄用製品 5)乳幼児用沐浴用製品

イ. 沐浴用製品

ウ. 人体洗浄用製品類

ク. 頭髮用製品類 1)ヘアーコンディショナー 8)シャンプー、リンス 11)その他の頭髮用製品類(使用後洗い流す製品に限る)

コ. 2)男性用タルカム (使用後洗い流す製品に限る) 4)シェイビングクリーム 5)シェービングフォーム 6) その他の髭剃り用製品類(使用後洗い流す製品に限る)

Copyright(C) 2020 JETRO. All rights reserved.

サ. 6)パック、マスク(使用後洗い流す製品に限る) 9)手・足の皮膚軟化製品(使用後洗い流す製品に限る) 10)クレンジングウォーター、クレンジングオイル、クレンジングローション、クレンジングクリーム等の化粧落とし 11)その他の基礎化粧用製品類(使用後洗い流す製品に限る))

バリウム塩 (硫酸バリウム及び色素レーキ希釈剤で使用したバリウム塩は対象外)

バルビツレート

2,2'-バイオキシラン

バルノクタミド

バリナミド

放射線物質

ワクチン、毒素又は血清

ベナクチジン

ベノミル

ベラトラム(Veratrum)属及びその製剤

ベラトリン、その塩類及び生薬製剤

ベルベナオイル(Lippia citriodora Kunth.)

ベリリウム及びその化合物

ベメグリド及びその塩類

ベロキシカイン及びその塩類

ベーシックバイオレット 1 (メチルバイオレット)

ベーシックバイオレット 3 (クリスタルバイオレット)

1-(β-ウレイドエチル)アミノ-4-ニトロベンゼン及びその塩類 (例: 4-ニトロフェニルアミノエチルウレア) (但し、4-ニトロフェニルアミノエチルウレアは酸化染毛剤において用法・用量に基づく混合物の染毛成分として 0.25%以下、非酸化染毛剤において用法・用量に基づく混合物の染毛成分として 0.5%以下は対象外)

1-(β-ヒドロキシ)アミノ-2-ニトロ-4-N-エチル-N-(β-ヒドロキシエチル)アミノベンゼン及びその塩類 (例: HC 青 13)

ベンドロフルメチアジド及びその誘導体

ベンゼン

1,2-ベンゼンジカルボン酸ジペンチルエステル(分岐型と直鎖型); n-ペンチル-イソペンチルフタレート

1,2,4-ベンゼントリアセテート及びその塩類

7-(ベンゾイルアミノ)-4-ヒドロキシ-3-[[4-[(4-スルホフェニル)アゾ]フェニル]アゾ]-2-ナフトレンスルホン酸及びその塩類

ベンゾイルパーオキシサイド

ベンゾ[a]ピレン

ベンゾ[e] ピレン  
ベンゾ[j] フルオランテン  
ベンゾ[k] フルオランテン  
ベンゾ[e] アセフェナントリレン  
ベンズイミダゾール-2(3H)-オン  
ベンジジン  
ベンジジン系アゾ色素類  
ベンジジンジヒドロクロリド  
ベンジジン硫酸塩  
ベンジジンアセテート  
ベンジロニウムブロミド  
ベンジル 2,4-ジブロモブタノアート  
3(又は 5)-((4-(ベンジルメチルアミノ)フェニル)アゾ)-1,2,- (又は 1,4) -ジメチル-1H-1,2,4-  
トリアゾリウム及びその塩類  
ベンジルバイオレット([4-[[4-(ジメチルアミノ)フェニル][4-[エチル(3-スルホナートベンジ  
ル)アミノ]フェニル]メチレン]シクロヘキサ-2,5-ジエン-1-イリジン])(エチル)(3-スルホナ  
ートベンジル)アンモニウム塩及びナトリウム塩)  
ベンジルシアニド  
4-ベンジルオキシフェノール(ヒドロキノンモノベンジルエーテル)  
2-ブタノンオキシム  
ブタニリカイン及びその塩類  
1,3-ブタジエン  
ブトピプリン及びその塩類  
ブトキシジグリセロール  
ブトキシエタノール  
5-(3-ブチル-2,4,6-トリメチルフェニル)-2- [1-(エトキシアミノ)プロピル] -3-ヒドロキシ  
シクロヘキサ-2-エン-1-オン  
ブチルグリシジルエーテル  
4-tert-ブチル--メトキシ-2,6-ジニトロトルエン(マスクアングレート)  
1-ブチル-3-(N-クロトノイルスルファニル)ウレア  
5-tert-ブチル-1,2,3-トリメチル-4,6-ジニトロベンゼン (ムスクチベテン)  
4-tert-ブチルフェノール  
2-(4-tert-ブチルフェニル) エタノール  
4-tert-ブチルピロカテコール  
ブフェキサマク  
ホウ酸

ブレチリウムトシラート  
(R)-5-ブromo-3-(1-メチル-2-ピロリジニルメチル)-1H-インドール  
ブromoメタン  
ブromoエチレン  
ブromoエタン  
1-ブromo-3,4,5-トリプルオロベンゼン  
1-ブromoプロパン ; n-プロピルブromiド  
2-ブromoプロパン  
ブromoキシニルヘプタノアート  
ブrom  
ブromiソバル  
ブルシン (エタノールの変性剤は対象外)  
ビナパクリル(2-sec-ブチル-4,6-ジニトロフェニル-3-メチルクロトナート  
9-ビニルカルバゾール  
ビニルクロライドモノマー  
1-ビニル-2-ピロリドン  
ビマトプロスト、その塩類及び誘導体  
ヒ素及びその化合物  
1,1-ビス(ジメチルアミノメチル)プロピルベンゾアート (アミドリカイン、アリピン) 及び  
その塩類  
4,4'-ビス(ジメチルアミノ)ベンゾフェノン  
3,7-ビス(ジメチルアミノ)-フェノチアジン-5-イウム及びその塩類  
3,7-ビス(ジメチルアミノ)-フェノキサジン-5-イウム及びその塩類  
N-(4-[ビス[4-(ジエチルアミノ)フェニル]メチレン]-2,5-シクロヘキサジエン-1-イリデン)-N-  
エチル-エタンアミニウム及びその塩類  
ビス(2-メトキシエチル)エーテル(ジメトキシジグリコール)  
ビス(2-メトキシエチル)フタラート  
1,2-ビス(2-メトシキエトキシ)エタン ; トリエチレングリコールジメチルエーテル  
(TEGDME) ; トリグライム  
1,3-ビス(ビニルスルホニルアセトアミド)-プロパン  
ビス(シクロペンタジエニル)-ビス(2,6-ジフルオロ-3-(ピロール-1-イル)フェニル)チタニウ  
ム  
4-[[ビス-(4-フルオロフェニル)メチルシリル]メチル]-4H-1,2,4-トリアゾールと 1-[[ビス-(4-  
フルオロフェニル)メチルシリル]メチル]-1H-1,2,4-トリアゾールの混合物  
ビス(クロロメチル)エーテル(オキシビス[クロロメタン])  
N,N-ビス(2-クロロエチル)メチルアミン-N-オキシド及びその塩類

ビス(2-クロロエチル)エーテル  
ビスフェノール A(4,4'-イソプロピリデンジフェノール)  
N'N'-ビス(2-ヒドロキシエチル)-N-メチル-2-ニトロ-p-フェニレンジアミン(HC ブルー1)及びその塩類  
4,6-ビス(2-ヒドロキシエトキシ)-m-フェニレンジアミン及びその塩類  
2,6-ビス(2-ヒドロキシエトキシ)-3,5-ピリジンジアミン及びその塩類  
ビエタミベリン  
ビチオノール  
ビタミン L<sub>1</sub>,L<sub>2</sub>  
[1,1'-ビフェニル-4,4'-ジイル]硫酸ジアンモニウム  
ビフェニル-2-イラミン  
ビフェニル-4-イラミン及びその塩類  
4,4'-ビ-o-トルイジン  
4,4'-ビ-o-トルイジンジヒドロクロリド  
4,4'-ビ-o-トルイジンサルフェート  
ビנקロゾリン  
シクラメンアルコール  
N-シクロペンチル-m-アミノフェノール  
シクロヘキシミド  
N-シクロヘキシル-N-メトキシ-2,5-ジメチル-3-フラミド  
trans-4-シクロヘキシル-L-プロリンモノヒドロクロリド  
サフロール(天然エッセンスに自然に含有し、その量が最終製品で 100ppm を超えない場合は対象外)  
a-サントニン((3S,5aR,9bS)-3,3a,4,5,5a,9b-ヘキサヒドロ-3,5a,9-トリメチルナフト(1,2-b))  
フラン-2,8-ジオン  
石綿  
石油  
石油 精製過程において得られる副産物(蒸留物、ガスオイル類、ナフサ、潤滑グリース、スラックワックス、炭化水素類、アルカン類、白色ペトロラタムを除くペトロラタム、燃料オイル、残留物)。(但し、精製過程が完全に明かされており発がん物質を含有しないことを示すことができる場合は例外とする。  
ブタジエン 0.1% を超過し含有する石油精製物(ガス類、炭化水素類、アルカン類、蒸留物、ラフィネート)  
ジメチルスルホキシド(DMSO)で抽出した成分を 3%超過し含有している石油由来物質  
ベンゾ[a]ピレン 0.005%を超過し含有している石油化学由来物質、石炭及び木タール由来物質

石炭抽出ジェット機用燃料及びディーゼル燃料  
スルチアム  
スルファレート  
3,3'-(スルホニルビス(2-ニトロ-4,1-フェニレン)アミノ)ビス-(6-(フェニルアミノ))ベンゼン  
スルホン酸及びその塩類  
スルホンアミド及びその誘導体 (トルエンスルホンアミド/ホルムアルデヒド樹脂、トルエンスルホンアミド/エポキシ樹脂は対象外)  
スルフィンピラゾン  
過酸化物質が 10mmol/L を超過するアトラスシダー(*Cedrus atlantica*)の油及び抽出物  
セファエリン及びその塩類  
センノシド  
セレン及びその化合物 (アスパラギン酸セレンウムは対象外)  
ナトリウムヘキサシクロナート  
イヌホオズキ(*Solanum nigrum* L.)及びその生薬製剤  
サバジラ(*Schoenocaulon officinale* Lind.) (種及びその生薬製剤)  
ソルベントレッド 1(CI 12150)  
ソルベントブルー35  
ソルベントオレンジ 7  
水銀及びその化合物  
ストロファンタス(*Strophantus*)属及びその生薬製剤  
ストロファンチン、その非糖質及びその各々の誘導体  
ストロンチウム化合物  
ストリクノス(*strychnos*)属その生薬製剤  
ストリキニン及びその塩類  
スパルテイン及びその塩類  
スピロラクトン  
シマジン  
4-シアノ-2,6-ジヨードフェニルオクタノアート  
スカーレットレッド (ソルベントレッド 24)  
シクラバメート  
シクロメノール及びその塩類  
シクロホスファミド及びその塩類  
2-*a*-シクロヘキシルベンジル(N,N,N',N'テトラエチル)トリメチレンジアミン(フェネタミン)  
シンコカイン及びその塩類  
シンコフェン及びその塩類(誘導体を含む)



スクシノニトリル

アナミルタ・コックルス(*Anamirta cocculus* L.)(果実)

o-アニシジン

アニリン、その塩類及びそのハロゲン化誘導体及びスルホン化誘導体

アダパレン

ヨウシュフクジュソウ(*Adonis vernalis* L.)及びその製剤

ビンロウ(*Areca catechu*)及びその生薬製剤

アレコリン

アリストロキア(*Aristolochia*)属及びその生薬製剤

アリストロキア酸及びその塩類

1-アミノ-2-ニトロ-4-(2',3'-ジヒドロキシプロピル)アミノ-5-クロロベンゼンと 1,4-ビス-(2',3'-ジヒドロキシプロピル)アミノ-2-ニトロ-5-クロロベンゼン及びその塩類 (例: HC 赤 10 と HC 赤 11) (但し、酸化染毛剤において用法・用量に基づく混合物の染毛成分として 1.0%以下、非酸化染毛剤において用法・用量に基づく混合物の染毛成分として 2.0%以下は対象外)

2-アミノ-3-ニトロフェノール及びその塩類

p-アミノ-o-ニトロフェノール(4-アミノ-2-ニトロフェノール)

4-アミノ-3-ニトロフェノール及びその塩類 (但し、4-アミノ-3-ニトロフェノールは酸化染毛剤において用法・用量に基づく混合物の染毛成分として 1.5%以下、非酸化染毛剤において用法・用量に基づく混合物の染毛成分として 1.0%以下は対象外)

2,2'- [(4-アミノ-3-ニトロフェニル)アミノ] バイセタノールヒドロクロリド及びその塩類 (例: HC 赤 13) (但し、ヒドロクロリド塩で酸化染毛剤において用法・用量に基づく混合物の染毛成分として 1.5%以下、非酸化染毛剤において用法・用量に基づく混合物の染毛成分として 1.0%以下は対象外)

(8-[(4-アミノ-2-ニトロフェニル)アゾ]-7-ヒドロキシ-2-ナフチル)トリメチルアンモニウム及びその塩類 (ベーシックブラウン 17 の不純物であるベーシックレッド 118 対象外)

1-アミノ-4- [[4-[(ジメチルアミノ)メチル]フェニル] アミノ] アントラキノン及びその塩類

6-アミノ-2-((2,4-ジメチルフェニル-1H-ベンズ[de]イソキノリン-1,3-(2H)-ジオン(ソルベントイエロー44)及びその塩類

5-アミノ-2,6-ジメトキシ-3-ヒドロキシピリジン及びその塩類

3-アミノ-2,4-ジクロロフェノール及びその塩類(但し、3-アミノ-2,4-ジクロロフェノール及びその塩酸塩は染毛剤において用法・用量に基づく混合物の染毛成分として 1.5%以下は対象外)

2-アミノメチル-p-アミノフェノール及びその塩酸塩

2-[(4-アミノ-2-メチル-5-ニトロフェニル)アミノ]エタノール及びその塩類 (例: HC 紫 1)

(但し、酸化染毛剤において用法・用量に基づく混合物の染毛成分として 0.25%以下、非

酸化染毛剤において用法・用量に基づく混合物の染毛成分として 0.28%以下は対象外)

2- [(3-アミノ-4-メトキシフェニル)アミノ] エタノール及びその塩類 (例: 2-アミノ-4-ヒドロキシエチルアミノアニソール) (但し、酸化染毛剤において用法・用量に基づく混合物の染毛成分として 1.5%以下は対象外)

4-アミノベンゼンスルホン酸及びその塩類

4-アミノ安息香酸及びアミノ基(-NH<sub>2</sub>)を持つそのエステル

2-アミノ-1,2-ビス(4-メトキシフェニル)エタノール及びその塩類

4-アミノサリチル酸及びその塩類

4-アミノアゾベンゼン

1-(2-アミノエチル)アミノ-4-(2-ヒドロキシエチル)オキシ-2-ニトロベンゼン及びその塩類 (例: HC 橙 2) (但し、非酸化染毛剤において用法・用量に基づく混合物の染毛成分として 1.0%以下は対象外)

アミノカプロン酸及びその塩類

4-アミノ-*m*-クレゾール及びその塩類(但し、4-アミノ-*m*-クレゾールは酸化染毛剤において用法・用量に基づく混合物の染毛成分として 1.5%以下は対象外)

6-アミノ-*o*-クレゾール及びその塩類

2-アミノ-6-クロロ-4-ニトロフェノール及びその塩類(但し、2-アミノ-6-クロロ-4-ニトロフェノールは染毛剤において用法・用量に基づく混合物の染毛成分として 2.0%以下は対象外)

1- [(3-アミノプロピル)アミノ] -4-(メチルアミノ)アントラキノン及びその塩類

4-アミノ-3-プルオロフェノール

5-[(4-[(7-アミノ-1-ヒドロキシ-3-スルホ-2-ナフチル)アゾ]-2,5-ジエトキシフェニル)アゾ]-2-[(3-ホスホノフェニル)アゾ]安息香酸及び 5-[(4-[(7-アミノ-1-ヒドロキシ-3-スルホ-2-ナフチル)アゾ]-2,5-ジエトキシフェニル)アゾ]-3-[(3-ホスホノフェニル)アゾ]安息香酸

3(又は 5)-[[4-[(7-アミノ-1-ヒドロキシ-3-スルホナート 2-ナフチル)アゾ]-1-ナフチル]アゾ]サリチル酸及びその塩類

ドクゼリモドキ(*Ammi majus*)及びその生薬製剤

アミトロール

アミトリプチリン及びその塩類

アミルナイトレート

アミル 4-ジメチルアミノ安息香酸 (ジメチルペンチル PABA、パディメート A)

過酸化物価が 10mmol/L を超過するバルサムモミ(*Abies balsamea*)葉の油及び抽出物

過酸化物価が 10mmol/L を超過するシベリアモミ(*Abies sibirica*)葉の油及び抽出物

過酸化物価が 10mmol/L を超過するヨーロッパモミ(*Abies alba*)実の油及び抽出物

過酸化物価が 10mmol/L を超過するヨーロッパモミ(*Abies alba*)葉の油及び抽出物

過酸化物価が 10mmol/L を超過するシルバーファー(*Abies pectinata*)葉の油及び抽出物

アセトアミド

アセトニトリル

アセトフェノン、ホルムアルデヒド、シクロヘキシルアミン、メタノール及び硝酸の反応物  
(2-アセトキシエチル)トリメチルアンモニウムヒドロキシド(アセチルコリン及びその塩類)  
N-[2-(3-アセチル-5-ニトロチオペン-2-イルアゾ)-5-ジエチルアミノフェニル] アセトアミド  
3-[(4-(アセチルアミド)フェニル)アゾ]4-4 ヒドロキシ-7-[[[[5-ヒドロキシ-6-(フェニルアゾ)-  
7-スルホ-2-ナフタレニル]アミノ]カルボニル]アミノ]-2-ナフタレンスルホン酸及びその塩  
類

5-(アセチルアミノ)-4-ヒドロキシ-3-((2-メチルフェニル)アゾ)-2,7-ナフタレンジスルホン酸  
及びその塩類

アザシクロノール及びその塩類

アザフェニジン

アゾベンゼン

アジリジン

アコニチウム(*Aconitum*)属及びその生薬製剤

アコニチン及びその塩類

アクリロニトリル

アクリルアミド(但し、ポリアクリルアミド類に由来し、使用后洗い流さないボディ化粧品  
に 0.1ppm、その他製品に 0.5ppm 以下の場合は対象外)

アトラノール

ベラドンナ(*Atropa belladonna* L.)及びその製剤

アトロピン、その塩類及び誘導体

アポモルフィン及びその塩類

アメリカアサ(*Apocynum cannabinum* L.)及びその製剤

アンドロゲン効果を持つ物質

アントラセン油

ステロイド構造を有する抗アンドロゲン

アンチモン及びその化合物

アルドリン

アラクロル

アロクラミド及びその塩類

アリルグリシジルエーテル

2-(4-アリル-2-メトキシフェノキシ)-N,N-ジエチルアセトアミド及びその塩類

4-アリル-2,6-ビス(2,3-エポキシプロピル)フェノール、4-アリル-6-[3-[6-[3-(4-アリル-2,6-ビ  
ス(2,3-エポキシプロピル)フェノキシ)-2-ヒドロキシプロピル]-4-アリル-2-(2,3-エポキシ  
プロピル)フェノキシ]-2-ヒドロキシプロピル]-4-アリル-2-(2,3-エポキシプロピル)フェ  
ノキシ]-2-ヒドロキシプロピル]-2-(2,3-エポキシプロピル)フェノール、4-アリル-6-[3-(4-アリル

-2,6-ビス(2,3-エポキシプロピル)フェノキシ)-2-ヒドロキシプロピル]-2-(2,3-エポキシプロピル)フェノール、4-アリル-6-[3-[6-[3-(4-アリル-2,6-ビス(2,3-エポキシプロピル)フェノキシ)-2-ヒドロキシプロピル]-4-アリル-2-(2,3-エポキシプロピル)フェノキシ]-2-ヒドロキシプロピル]-2-(2,3-エポキシプロピル)フェノールの混合物

アリルイソチオシアネート

エステル遊離アリルアルコール濃度が 0.1% を超過するアリルエステル類

アリルクロリド(3-クロロプロペン)

2級アルカノールアミン及びその塩類

アルカリ金属類及びアルカリ土類金属の硫化物

2-ペンタシアノニトロシル鉄酸アルカリ金属塩

アルキンアルコールそのエステル、エーテル及び塩類

o-アルキルジチオカルボン酸の塩

2級アルキルアミン及びその塩類

2-{4-(2-アンモニオプロピルアミノ)-6-[4-ヒドロキシ-3-(5-メチル-2-メトキシ-4-スルファモイルフェニルアゾ)-2-スルホナートナフト-7-イルアミノ]}-1,3,5-トリアジン-2-イルアミノ}-2-アミノプロピルホルマー

アシッドオレンジ 24(CI 20170)

アシッドレッド 73(CI 27290)

アシッドブラック 131 及びその塩類

エルゴカルシフェロール及びコレカルシフェロール(ビタミン D<sub>2</sub> と D<sub>3</sub>)

エリオナイト

エメチン、その塩類及び誘導体

エストロゲン

エゼリンまたはフィゾスチグミン及びその塩類

HC 緑 1

HC 赤 8 及びその塩類

HC 青 11

HC 黄 11

HC 橙 3

エチオナミド

エチレングリコールジメチルエーテル(EGDME)

2,2'-[(1,2'-エチレンジイル)ビス[5-((4-エトキシフェニル)アゾ)ベンゼンスルホン酸及びその塩類

エチレンオキシド

3-エチル-2-メチル-2-(3-メチルブチル)-1,3-オキサゾリジン

1-エチル-1-メチルモルホリウムブロミド

1-エチル-1-メチルピロリジニウムブロミド  
エチルビス(4-ヒドロキシ-2-オキシ-1-ベンゾピラン-3-イル)アセテート及びその酸の塩類  
4-エチルアミノ-3-ニトロベンゾ酸(N-エチル-3-ニトロ PABA)及びその塩類  
エチルアクリレート  
3'-エチル-5',6',7',8'-テトラヒドロ-5',6',8',8'-テトラメチル-2'-アセトナフタレン(アセチルエチルテトラメチルテトラリン、AETT)  
エチルフェナセミド (フェネツリド)  
2-[[4-エチル(2-ヒドロキシエチル)アミノ]フェニル]アゾ]-6-メトキシ-3-メチル-ベンゾチアゾリウム及びその塩類  
2-エチルヘキサ酸  
2-エチルヘキシル[[[3,5-ビス(1,1-ジメチルエチル)-4-ヒドロキシフェニル]-メチル]チオ]アセテート  
O,O'- (エテニルメチルシリレンジ[[4-メチルペンタン-2-オン)オキシム]  
エトヘプタジン及びその塩類  
7-エトキシ-4-メチルクマリン  
4'-エトキシ-2-ベンゾイミダゾールアニリド  
2-エトキシエタノール (エチレングリコールモノエチルエーテル、EGMEE)  
エトキシエタノールアセタート  
5-エトキシ-3-トリクロロメチル-1,2,4-チアジアゾール  
4-エトキシフェノール (ヒドロキノンモノエチルエーテル)  
4-エトキシ-m-フェニレンジアミン及びその塩類 (例: 4-エトキシ-m-フェニレンジアミン硫酸塩)  
エフェドリン及びその塩類  
1,2-エポキシブタン  
(エポキシエチル) ベンゼン  
1,2-エポキシ-3-フェノキシプロパン  
R-2,3-エポキシ-1-プロパノール  
2,3-エポキシプロパン-1-オール  
2,3-エポキシプロピル-o-トリルエーテル  
エピネフリン  
オキサジアルギル  
(オキサリルビスイミノエチレン) ビス((o-クロロベンジル)ジエチルアンモニウム)塩類、  
(例: アンベノニウムクロリド)  
オキサナミド及びその誘導体  
オキシフェネリジン及びその塩類  
4,4'-オキシジアニリン(p-アミノフェニルエーテル)及びその塩類

(s)-オキシランエタノール 4-メチルベンゼンスルホナート  
オキシ塩化ビスマス以外のビスマス化合物  
オキシキノリン(ヒドロキシ-8-キノリン又はキノリン-8-オール)及びその硫酸塩  
オクタモキシシシ及びその塩類  
オクタミルアミン及びその塩類  
オクトドリン及びその塩類  
オレアンドリン  
ワルファリン及びその塩類  
ヨードメタン  
ヨウ素  
ヨヒンビン及びその塩類  
ウレタン(エチルカルバメート)  
ウロカニン酸、ウロカニン酸エチル  
ウルギネア(*Urginea scilla* Stern.)及びその生薬製剤  
ウスニン酸及びその塩類(銅塩を含む)  
2,2'-イミノビス-エタノール、エピクロロヒドリン及び 2-ニトロ-1,4-ベンゼンジアミンの反  
応生成物(HC 青 5)及びその塩類  
 (ミクロ-((7,7'-イミノビス(4-ヒドロキシ-3-((2-ヒドロキシ-5- (N-メチルスルファモイル)  
フェニル)アゾ)ナフタレン-2-スルホナート))(-6)))ジクプラート及びその塩類  
4,4'-(4-イミノシクロヘキサ-2.5-ジエニリデンメチレン) ジアニリンヒドロクロリド  
イミダゾリジン-2-チオン  
過酸化物価が 10mmol/L を超過するイソジプレン  
イソメトヘプテン及びその塩類  
イソブチルナイトレート  
4,4'-イソブチルエチリデンジフェノール  
イソソルビドジナイトレート  
イソカルボキサジド  
イソプレナリン  
イソプレン(2-メチル-1,3-ブタジエン)  
6-イソプロピル-2-デカヒドロナフタレンオール(6-イソプロピル-2-デカロール)  
3-(4-イソプロピルフェニル)-1,1-ジメチル尿素(イソプロチュロン)  
(2-イソプロピルペント-4-エノイル)尿素  
イソキサフルトール  
アイオキシニル及びその塩類  
イブプロフェンピコノール、その塩類及び誘導体  
トコン(*Ipecacuanha*(*Cephaelis ipecacuaha* Brot.))及び関連ある種(根、粉及び生薬製剤)

イプロジオン

人体細胞・組織及びその培養液（但し、培養液中別表 3 の人体細胞・組織培養液安全基準に適合した場合は対象外）

ヒト胎盤(Human Placenta)由来物質

インプロクオン

インペラトリン(9-(3-メチルブート-2-エニロキシ)プロ(3,2-g)クロメン-7 オン)

ジラム

キシレン(但し、化粧品原料の製造工程で溶媒として使用されたが完全に取り除けない残留溶媒として化粧品法施行規則[別表 3]ケ.手足爪用製品類のうち 1),2),3),5)に該当する製品中 0.01%以下、その他製品中 0.002%以下の場合対象外)

キシロメタゾリン及びその塩類

キシリジン、その異性体、塩類、ハロゲン化誘導体及びスルホン化誘導体

ゾキサゾラミン

サビナ(Juniperus sabina L.)(葉、精油及び生薬製剤)

ジルコニウム及びその酸の塩類

センジュギク花抽出物または油

アリタソウ(Chenopodium ambrosioides)(精油)

チラウム

4,4'-チオジアニン及びその塩類

チオアセトアミド

チオ尿素及びその誘導体

チオテパ

チオファネート-メチル

カドミウム及びその化合物

カラミフェン及びその塩類

カルベンダジム

4,4'-カルボンイミドイルビス[N,N-ジメチルアニリン]

カリソプロドール

カルバドックス

カルバリル

N-(3-カルバモイル-3,3-ジフェニルプロピル)-N,N-ジイソプロピルメチルアンモニウム塩  
(例：イソプロパミドヨージド)

カルバゾールのニトロ誘導体

7,7'-(カルボニルジイミノ)ビス(4-ヒドロキシ-3-[[2-スルホ-4-[(4-スルホフェニル)アゾ]フェニル]アゾ]-2-ナフトレンスルホン酸及びその塩類

二硫化炭素

カルボンモノオキシド(一酸化炭素)  
カーボンブラック(但し、不純物中ベンゾピレンとジベンゾ(a,h)アントラセンが各々5ppb以下で、多環芳香族炭化水素(PAHs)が0.5ppm以下の場合は対象外)  
四塩化炭素  
カルブタミド  
カルブロマール  
カタラーゼ  
カテコール(ピロカテコール)(但し、酸化染毛剤において用法・用量に基づく混合物の染毛成分として1.5%以下は対象外)  
カンタリス、カンタリス・ウエシカトリア(Cantharis vesicatoria)  
カプタホール  
カプトジアム  
ケトコナゾール  
ドクニンジン(Coniummaculatum L.(果実、粉、生薬製剤))  
コニイン  
コバルトジクロリド(コバルトクロリド)  
コバルトベンゼンスルホナート  
硫酸コバルト  
クメタロール  
コンバラトキシシ  
コリン塩及びエステル(例:コリンクロリド)  
コルキシシ、その塩類及び誘導体  
コルチコシド及びその誘導体  
イヌサフラン(Colchicum autumnale L.)及びその生薬製剤  
コールタール及び製剤コールタール  
クラーレとクラリン  
合成クラーレ類  
過酸化物価が10mmol/Lを超過するシルバーファーホソイトスギ(Cupressus sempervirens)葉の油及び抽出物  
クロトンアルデヒド(ブテナール)  
ハズ(Croton Tiglium)(油)  
3-(4-クロロフェニル)-1,1-ジメチルウロニウムトリクロロアセテート;モノロン-TCA  
クロム;クロム酸及びその塩類  
クリセン  
キサランチノール(7-{2-ヒドロキシ-3-[N-(2-ヒドロキシエチル)-N-メチルアミノ]プロピル}テオフィリン)



バツカクキン(*Claviceps purpurea* Tul.),そのアルカロイド及びその生薬製剤

1-クロロ-4-ニトロベンゼン

2-[(4-クロロ-2-ニトロフェニル)アミノ]エタノール (HC 黄 12) 及びその塩類

2-[(4-クロロ-2-ニトロフェニル)アゾ]-N-(2-メトキシフェニル)-3-オキシブタノールアミド  
(ピグメントイエロー73)及びその塩類

2-クロロ-5-ニトロ-N-ヒドロキシエチル-p-フェニレンジアミン及びその塩類

クロルデコン

2,2'-((3-クロロ-4-((2,6-ジクロロ-4-ニトロフェニル)アゾ)フェニル)イミノ)ビスエタノール  
(ディスパースブラウン 1)その塩類

5-クロロ-1,3-ジヒドロ-2H-インドール-2-オン

[6-[[3-クロロ-4-(メチルアミノ)フェニル]イミノ]-4-メチル-3-オキシシクロヘキサ-1,4-ジエ  
ン-1-イル]尿素 (HC 赤 9) 及びその塩類

クロロメチルメチルエーテル

2-クロロ-6-メチルピリミジン-4-イルジメチルアミン(クリミジン-ISO)

クロロメタン

p-クロロベンゾトリクロリド

N-5-クロロベンゾオキサゾール-2-イルアセトアミド

4-クロロ-2-アミノフェノール

クロロアセタミド

クロロアセトアルデヒド

クロロアトラノール

6-(2-クロロエチル)-6-(2-メトキシエトキシ)-2,5,7,10-テトラオキサ-6-シラウンデカン

2-クロロ-6-エチルアミノ-4-ニトロフェノール及びその塩類(但し、酸化染毛剤において用  
法・用量に基づく混合物の染毛成分として 1.5%以下、非酸化染毛剤において用法・用量に  
基づく混合物の染毛成分として 3%以下は対象外)

クロロエタン

1-クロロ-2,3-エポキシプロパン

R-1-クロロ-2,3-エポキシプロパン

クロロタロニル

クロロトルロン;3-(3-クロロ-p-トリル)-1,1-ジメチル尿素

α-クロロトルエン

N<sup>1</sup>-(4-クロロ-o-トリル)-N,N-ジメチルホルムアミジンモノヒドロクロリド

1-(4-クロロフェニル)-4,4-ジメチル-3-(1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタ-3-オール  
(3-クロロフェニル)-(4-メトキシ-3-ニトロフェニル)メタノン

(2RS,3RS)-3-(2-クロロフェニル)-2-(4-プルオロフェニル)-[1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)  
メチル]オキシラン(エポキシコナゾール)

Copyright(C) 2020 JETRO. All rights reserved.

2-(2-(4-クロロフェニル)-2-フェニルアセチル)インダン 1,3-ジオン(クロロファシノン-ISO)  
クロロホルム  
クロロプレン(2-クロロブタ-1,3-ジエン)  
クロロフルオロカボーン推進剤(完全にハロゲン化されたクロロフルオロアルカン)  
2-クロロ-N-(ヒドロキシフェニル)アセトアミド  
N-[(6- [(2-クロロ-4-ヒドロキシフェニル)イミノ]-4-メトキシ-3-オキソ-1,4-シクロヘキサジ  
エン-1-イル]アセトアミド (HC 黄 8) 及びその塩類  
クロルダン  
クロルジメホルム  
クロルメザノン  
クロルゾキサゾン  
クロルタリドン  
クロルプロチキセン及びその塩類  
クロルプロパミド  
クロリン  
クロゾリネート  
クロフェノタン ; DDT(ISO)  
クロフェンアミド  
キノメチオネート  
タクロリムス(tacrolimus)、その塩類及び誘導体  
タリウム及びその化合物  
タリドミド及びその塩類  
大韓民国薬典(食品医薬品安全処告示)「タルク」項中石綿基準に適合しないタルク過酸化物  
価が 10mmol/L を超過するテルペン及びテルペノイド(但し、リモネン類は対象外)  
過酸化物価が 10mmol/L を超過するシンピンテルペン及びテルペノイド(sinpine terpenes  
and terpenoids)  
過酸化物価が 10mmol/L を超過するテルペンアルコール類のアセテート  
過酸化物価が 10mmol/L を超過するテルペンハイドロカーボン  
過酸化物価が 10mmol/L を超過する  $\alpha$ -テルピネン  
過酸化物価が 10mmol/L を超過する  $\gamma$ -テルピネン  
過酸化物価が 10mmol/L を超過するテルピノレン  
イエローオレアンダー (Thevetia neriifolia juss) , 配糖体抽出物  
N,N,N',N'-テトラグリシジル-4,4'-ジアミノ-3,3'-ジエチルジフェニルメタン  
N,N,N',N'-テトラメチル-4,4'-メチルレンジアニリン  
テトラベナジン及びその塩類  
テトラブロモサリチルアニリド

テトラソジウム 3,3'- [[1,1-ビフェニル]-4,4'-ジイルビス(アゾ)] ビス[5-アミノ-4-ヒドロキシナフタレン-2,7-ジスルホナート](ダイレクトブル 6)

1,4,5,8-テトラアミノアントラキノン(ディスパースブルー1)

テトラエチルピロホスフェート ; TEPP(ISO)

テトラカルボニルニケッル

テトラカイン及びその塩類

テトラコナゾール((+/-)-2-(2,4-ジクロロフェニル)-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)プロピル-1,1,2,2-テトラフルオロエチルエーテル)

2,3,7,8-テトラクロロジベンゾ-p-ジオキシン

テトラクロロサリチルアニリド

5,6,12,13-テトラクロロアントラ(2,1,9-def:6,5,10-d'e'f)ジイソキノリン-1,3,8,10(2H,9H)-テトロン

テトラクロロエチレン

テトラキス-ヒドロキシメチルホスホニウムクロリド、尿素及び蒸留済みの水素化 C16-18 牛脂アルキルアミンの反応生成物(UVCB 縮合物)

テトラヒドロ-6-ニトロキノキサリン及びその塩類

テトラヒドロゾリン (テトリゾリン)及びその塩類

テトラヒドロチオピラン-3-カルボキシアルデヒド

(+/-)-テトラヒドロフルフリル-(R)-2-[4-(6-クロロキノキサリン-2-イルオキシ)フェニルオキシ]プロピオナート

テトリルアンモニウムブロミド

テファゾリン及びその塩類

テルリウム及びその化合物

オオグルマ(*Inula helenium*)油

トキサフェン

トルエン-3,4-ジアミン

トルイジニウムクロリド

トルイジン、その異性体、塩類、ハロゲン化誘導体及びスルホン化誘導体

o-トルイジン系色素類

トルイジンサルフェート(1:1)

m-トリデンジイソシアネート

4-o-トリルアゾ-o-トルイジン

トルボキサン

トルブタミド

[(トリルオキシ)メチル]オキシラン (クレシルグリシジルエーテル)

[(m-トリルオキシ)メチル]オキシラン

過酸化物質が 10mmol/L を超過するピナス(Pinus)属をスチーム蒸留し得たターペンタイン  
過酸化物質が 10mmol/L を超過するターペンタインガム(ピナス(Pinus)属)  
過酸化物質が 10mmol/L を超過する α-テルペン油及び精製油  
ツアミノヘプタン、異性体及びその塩類  
過酸化物質が 10mmol/L を超過するニオイヒバ(Thuja Occidentalis)の幹の油  
過酸化物質が 10mmol/L を超過するニオイヒバ(Thuja Occidentalis)の葉の油及び抽出物  
トラニルシプロミン及びその塩類  
トレタミン  
トレチノイン(レチノイン酸及びその塩類)  
トリニッケルジスルフィド  
トリデモルフ  
3,5,5-トリメチルシクロヘキサ-2-エノン  
2,4,5-トリメチルアニリン[1] ; 2,4,5-トリメチルアニリンヒドロクロリド[2]  
3,6,10-トリメチル-3,5,9-ウンデカトリエン-2-オン(メチルイソプソイドイオン)  
2,2,6-トリメチル-4-ピペリジルベンゾエート (ユッカの仁)及びその塩類  
3,4,5-トリメトキシフェネチルアミン及びその塩類  
トリブチルホスフェート  
3,4,5-トリブromoサリチルアニリド (トリブromサラン)  
2,2,2-トリブromoエタノール(トリブromoエチルアルコール)  
トリナトリウム ビス(7-アセトアミド-2-(4-ニトロ-2-オキシドフェニルアゾ)-3-スルホナート-1-ナフトラート)クロメート(1-)  
トリナトリウム[4'-(8-アセチルアミノ-3,6-ジスルホナート-2-ナフチルアゾ)-4''-(6-ベンゾイルアミノ-3-スルホナート-2-ナフチルアゾ)-ビフェニル-1,3',3'',1'''-テトラオラト-0,0',0'',0''']銅(II)  
1,3,5-トリス(3-アミノメチルフェニル)-1,3,5-(1H,3H,5H)-トリアジン-2,4,6-トリオンと 3,5-ビス(3-アミノメチルフェニル)-1-ポリ[3,5-ビス(3-アミノメチルフェニル)-2,4,6-トリオキソ-1,3,5-(1H,3H,5H)-1-トリアジン-1-イル]-1,3,5-(1H,3H,5H)-トリアジン-2,4,6-トリオン オリゴマーの混合物  
1,3,5-トリス[(2S と 2R)-2,3-エポキシプロピル]-1,3,5-トリアジン-2,4,6-(1H,3H,5H)-トリオン  
1,3,5-トリス(オキシラニルメチル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6-(1H,3H,5H)-トリオン  
トリス(2-クロロエチル)ホスフェート  
N1-(トリス(ヒドロキシメチル))-メチル-4-ニトロ-1,2-フェニルレンジアミン(HC 黄 3)及びその塩類  
1,3,5-トリス(2-ヒドロキシエチル)ヘキサヒドロ 1,3,5-トリアジン  
1,2,4-トリアゾール

トリアムテレン及びその塩類  
トリオキシメチレン(1,3,5-トリオキサン)  
トリクロロニトロメタン(クロルピクリン)  
N-(トリクロロメチルリオ) フタルイミド  
N-[(トリクロロメチル)チオ]-4-シクロヘキセン-1,2-ジカルボキシミド(キャプタン)  
2,3,4-トリクロロブタ-1-エン  
トリクロロ酢酸  
トリクロロエチレン  
1,1,2-トリクロロエタン  
2,2,2-トリクロロエタン-1,1-ジオール  
 $\alpha,\alpha,\alpha$ -トリクロロトルエン  
2,4,6-トリクロロフェノール  
1,2,3-トリクロロプロパン  
トリクロロメチン及びその塩類  
トリトリルホスフェート  
トリパラノール  
トリフルオロヨードメタン  
トリフルペリドール  
1,3,5-トリヒドロキシベンゼン(フロログルシノール)及びその塩類  
チロトリシン  
チロプロピオン酸及びその塩類  
チアマゾール  
チウラムジスルフィド  
チウラムモノスルフィド  
パラメタソン  
パレトキシカイン及びその塩類  
2級アミン含量が5%を超過する脂肪酸ジアルキルアミド類及びジアルカノールアミド類  
フェナグリコドール  
フェナジアゾール  
フェナリモル  
フェナセミド  
p-フェネチジン(4-エトキシアニリン)  
フェノゾロン  
フェノチアジン及びその化合物  
フェノール  
フェノールフタレイン(3,3-ビス(4-ヒドロキシフェニル)フタリド)

フェニラミドル  
o-フェニレンジアミン及びその塩類  
フェニルブタゾン  
4-フェニルブト-3-エン-2-オン  
サリチル酸フェニル  
1-フェニルアゾ-2-ナフトール(ソルベントイエロー14)  
4-(フェニルアゾ)-m-フェニレンジアミン及びその塩類  
4-フェニルアゾフェニレン-1-3-ジアミンシトレートヒドロクロリド(クリソイジンシトレートヒドロクロリド)  
(R)-a-フェニルエチルアンモニウム(-)-(1R,2S)-(1,2-エポキシプロピル)ホスフェートモノヒドレート  
2-フェニルインダン-1,3-ジオン(フェニンジオン)  
フェニルパラベン  
trans-4-フェニル-L-プロリン  
ペルーバルサム(Myroxylon pereirae の樹脂)[但し、抽出物(extracts)または蒸留物(distillates)として0.4%以下の場合是对象外]  
ペモリン及びその塩類  
ペトリクロラル  
フェンメトラジン及びその誘導体及びその塩類  
フェンチオン  
N,N'-ペンタメチレンビス(トリメチルアンモニウム)塩類(例:フェンタメトニウムブロミド)  
ペンタエリスリトールテトラニトレート  
ペンタクロロエタン  
ペンタクロロフェノール及びそのアルカリ塩類  
フェンチンアセテート  
フェンチンヒドロキシド  
2-フェンチリデンシクロヘキサノン  
フェンプロバメート  
フェンプロピモルフ  
ペレチエリン及びその塩類  
ホルムアミド  
ホルムアルデヒド及びp-ホルムアルデヒド  
ホスファミドン  
フォスフォラス及びメタルフォスピド類  
ポタシウムブロメート  
ポルジンメチルスルファート

フロクマリン類(例：トリオキシサレン、8-メトキシソラレン、5-メトキシソラレン)(天然エッセンスに自然に含有された場合は対象外。但し紫外線遮断製品及び人工サンタン製品では 1ppm 以下でなければならない。)

フルフリルトリメチルアンモニウム塩(例：フルトレトニウムヨージド)

フルアジホプ-ブチル

フルミオキサジン

フラン

プラモカイン及びその塩類

プレグナンジオール

プロゲストーゲン

プレグネノロンアセテート

プロベネシド

プロカインアミド、その塩類及び誘導体

プロパルギット

プロパジン

硝酸プロパチル

4,4'-[1,3-プロパンジイルビス(オキシ)]ビスベンゼン-1,3-ジアミン及びソノテトラヒドロクロリド塩(例：1,3-ビス-(2,4-ジアミノフェノキシ)プロパン、塩酸 1,3-ビス-(2,4-ジアミノフェノキシ)プロパン ヒドロクロリド)(但し、酸化染毛剤において用法・用量に基づく混合物の染毛成分で酸として 1.2%以下は対象外)

1,3-プロパンスルトン

プロパン-1,2,3-トリイルトリニトラーテ

プロピオラクトン

プロピザミド

プロピフェナゾン

セイヨウバクチノキ(*Prunus laurocerasus* L.)

プシロシビン

フタレート類(ジブチルフタレート、ジエチルヘキシルフタレート、ブチルベンジルフタレートに限る)

フルシラゾール

フルアニゾン

フルオレソン

フルオロウラシル

フルアジホプ-p-ブチル

ピグメントレッド 53 (レーキレッド C)

ピグメントレッド 53:1 (レーキレッド CBa)

Copyright(C) 2020 JETRO. All rights reserved.

ピグメントオレンジ 5 (パーマネントオレンジ)

フィナステリド、その塩類及び誘導体

過酸化物質が 10mmol/L を超過するヨーロッパクロマツ(*Pinus nigra*)の葉と小枝の油及び抽出物

過酸化物質が 10mmol/L を超過するモンタナマツ(*Pinus mugo*)の葉と小枝の油及び抽出物

過酸化物質が 10mmol/L を超過するモンタナマツプリミオ(*Pinus mugo pumilio*)の葉と小枝の油及び抽出物

過酸化物質が 10mmol/L を超過するスイスマツ(*Pinus cembra*)の葉と小枝の油及び抽出物

過酸化物質が 10mmol/L を超過するヨーロッパハイマツ(*Pinus cembra*)アセチレイティッドの葉と小枝の油及び抽出物

過酸化物質が 10mmol/L を超過するヨーロッパハイマツ(*Pinus cembra*)の葉と小枝の油及び抽出物

過酸化物質が 10mmol/L を超過するマツ属各種(*Pinus species*)の葉と小枝の油及び抽出物

過酸化物質が 10mmol/L を超過するヨーロッパアカマツ(*Pinus sylvestris*)の葉と小枝の油及び抽出物

過酸化物質が 10mmol/L を超過するダイオウマツ(*Pinus palustris*)の葉と小枝の油及び抽出物

過酸化物質が 10mmol/L を超過するハイマツ(*Pinus pumila*)の葉と小枝の油及び抽出物

過酸化物質が 10mmol/L を超過するフランスカイガンショウ(*Pinus pinaste*)の葉と小枝の油及び抽出物

除虫菊 (*Pyrethrum album* L.) 及びその生薬製剤

ピロガロール(但し、染毛剤において用法・容量に基づく混合物の染毛成分として 2%以下は対象外)

ヤボランジ(*Pilocarpus jaborandi* Holmes)及びその生薬製剤

ピロカルピン及びその塩類

6-(1-ピロリジニル)-2,4-ピリミジンジアミン-3-オキシド(ピロリジニルジアミノピリミジンオキシド)

ピリチオンナトリウム(INNM)

ピリチオンアルミニウムカムシレート

ピメクロリムス(*pimecrolimus*)、その塩類及び誘導体

ピメトロジン

過酸化物質が 10mmol/L を超過するクロトウヒ(*Picea mariana*)の葉の油及び抽出物

カラバルマメ(*Physostigma venenosum* Balf.)

PEG-3,2',2'-ジ-p-フェニレンジアミン

ピクロトキシン

ピクリン酸



フィトナジオン(ビタミン K1)  
フィトラッカ(phytolacca)属及びその製剤  
ピパゼテート及びその塩類  
6-(ピペリジニル)-2,4-ピリミジンジアミン-3-オキシド(ミノキシジル)、その塩類及び誘導体  
 $\alpha$ -ピペリジニル-2-イルベンジルアセテート右回転性のトレオ型(レボファセトペラン)及びその塩類  
ピプラドロール及びその塩類  
ピプロクラリウム及びその塩類  
蛍光増白剤  
ヒドラスチン、ヒドラスチニン及びその塩類  
(4-ヒドラジノフェニル)-N-メチルメタンスルホンアミドヒドロクロリド  
ヒドラジド及びその塩類  
ヒドロアビエチルアルコール  
シアン化水素及びその塩類  
ヒドロキノン  
ヒドロフルオリン酸、そのノルマル塩、その配位化合物及びヒドロフルオリド  
N-[3-ヒドロキシ-2-(2-メチルアクリロイルアミノメトキシ)プロポキシメチル]-2-メチルアクリルアミド、N-[2,3-ビス-(2-メチルアクリロイルアミノメトキシ)プロポキシメチル-2-メチルアクリルアミド、メタクリルアミド及び2-メチル-N-(2-メチルアクリロイルアミノメトキシメチル)-アクリルアミド  
4-ヒドロキシ-3-メトキシシナミルアルコールのベンゾエート(天然エッセンスに自然に含まれている場合は対象外)  
(6-(4-ヒドロキシ)-3-(2-メトキシフェニルアゾ)-2-スルホナート-7-ナフチルアミノ)-1,3,5-トリアジン-2,4-ジイル)ビス[(アミノイ-1-メチルエチル)アンモニウム]ギ酸塩  
1-ヒドロキシ-3-ニトロ-4-(3-ヒドロキシプロピルアミノ)ベンゼン及びその塩類(例: 4-ヒドロキシプロピルアミノ-3-ニトロフェノール)(但し、染毛剤において用法・用量に基づく混合物の染毛成分として2.6%以下は対象外)  
1-ヒドロキシ-2-ベータ-ヒドロキシエチルアミノ-4,6-ジニトロベンゼン及びその塩類(例: 2-ヒドロキシエチルピクラミン酸)(但し、2-ヒドロキシエチルピクラミン酸は酸化染毛剤において用法・用量に基づく混合物の染毛成分として1.5%以下、非酸化染毛剤において用法・用量に基づく混合物の染毛成分として2.0%以下は対象外)  
5-ヒドロキシ-1,4-ベンゾジオキササン及びその塩類  
ヒドロキシアイソヘキシル 3-シクロヘキセンカルボキシアルデヒド(HICC)  
N1-(2-ヒドロキシエチル)-4-ニトロ-*o*-フェニレンジアミン(HC 黄 5)及びその塩類  
ヒドロキシエチル-2,6-ジニトロ-*p*-アニシジン及びその塩類  
3-[[4-(2-ヒドロキシエチル)メチルアミノ]-2-ニトロフェニル]アミノ]-1,2-プロパンジオール

及びその塩類

ヒドロキシエチル-3,4-メチレンジオキシアニリン ; 2-(1,3-ベンジンジオキソル-5-イルアミノ)エタノールヒドロクロリド及びその塩類(例:ヒドロキシエチル-3,4-メチレンジオキシアニリンヒドロクロリド)(但し、酸化染毛剤において用法・用量に基づく混合物の染毛成分として 1.5%以下は対象外)

3-[[4-[(2-ヒドロキシエチル)アミノ]-2-ニトロフェニル]アミノ]-1,2-プロパンジオール及びその塩類

4-(2-ヒドロキシエチル)アミノ-3-ニトロフェノール及びその塩類 (例: 3-ニトロ-p-ヒドロキシエチルアミノフェノール) (但し、3-ニトロ-p-ヒドロキシエチルアミノフェノールは酸化染毛剤において用法・用量に基づく混合物の染毛成分として 3.0%以下、非酸化染毛剤において用法・用量に基づく混合物の染毛成分として 1.85%以下は対象外)

2,2'-[[4-[(2-ヒドロキシエチル)アミノ]-3-ニトロフェニル]アミノ]バイセタノール及びその塩類 (例: HC 青 2) (但し、非酸化染毛剤において用法・用量に基づく混合物の染毛成分として 2.8%以下は対象外)

1-[(2-ヒドロキシエチル)アミノ]-4-(メチルアミノ-9,10-アントラセンジオン及びその塩類  
ヒドロキシエチルアミノメチル-p-アミノフェノール及びその塩類

5-[(2-ヒドロキシエチル)アミノ]-o-クレゾール及びその塩類(例: 2-メチル-5-ヒドロキシエチルアミノフェノール) (但し、2-メチル-5-ヒドロキシエチルアミノフェノールは染毛剤において用法・用量に基づく混合物の染毛成分として 0.5%以下は対象外)

(4-(4-ヒドロキシ-3-ヨードフェノキシ)-3,5-ジヨードフェニル)アセチル酸及びその塩類

6-ヒドロキシ-1-(3-イソプロホキシプロピル)-4-メチル-2-オキソ-5-[4-(フェニルアゾ)フェニルアゾ]-1,2-ジヒドロ-3-ピリジンカルボニトリル

4-ヒドロキシインドール

2-[2-ヒドロキシ-3-(2-クロロフェニル)カルバモイル-1-ナフチルアゾ]-7-[2-ヒドロキシ-3-(3-メチルフェニル)カルバモイル-1-ナフチルアゾ]フルオレン-9-オン

4-(7-ヒドロキシ-2,4,4-トリメチル-2-クロマニル)レソルシノール-4-イル-トリス(6-ジアゾ-5,6-ジヒドロ-5-オキソナフタレン-1-スルホナート)及び 4-(7-ヒドロキシ-2,4,4-トリメチル-2-クロマニル)レソルシノールビス(6-ジアゾ-5,6-ジヒドロ-5-オキソナフタレン-1-スルホナート)の 2 : 1 混合物

11-a-ヒドロキシプレグナ-4-エン-3,20-ジオン及びそのエステル

1-(3-ヒドロキシプロピルアミノ)-2-ニトロ-4-ビス(2-ヒドロキシエチル)アミノ)ベンゼン及びその塩類 (例: HC 紫) (但し、非酸化染毛剤において用法・用量に基づく混合物の染毛成分として 2.0%以下は対象外)

ヒドロキシプロピルビス(N-ヒドロキシエチル-p-フェニルレンジアミン)及びその塩類(但し、酸化染毛剤において用法・用量に基づく混合物の染毛成分としてテトラヒドロクロリド塩で 0.4%以下は対象外)

<削除>

ヒドロキシピリジノン及びその塩類

3-ヒドロキシ-4-[(2-ヒドロキシナフチル)アゾ]-7-ニトロナフタレン-1-スルホン酸及びその塩類

ハロカルバン

ハロペリドール

抗生物質

抗ヒスタミン剤(例：トキシルアミン、ジフェニルピラリン、ジフェンヒドラミン、メタピリレン、ブロムフェニラミン、シクリジン、クロルフェノキサミン、トリプロリジン、ヒドロキシジン等)

N,N'-ヘキサメチレンビス(トリメチルアンモニウム)塩類(例：ヘキサメトニウムブロミド)

ヘキサメチルホスフォリック-トリアミド

ヘキサエチルテトラホスフェート

ヘキサクロロベンゼン

(1R,4S,5R,8S)-1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-,1,4;5,8-ジメタノナフタレン(エンドリン-ISO)

1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロシクロヘキサン類(例：リンダン)

ヘキサクロロエタン

(1R,4S,5R,8S)-1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-1,4,4a,5,8,8a-ヘキサヒドロ-1,4;5,8-ジメタノナフタレン (イソドリン-ISO)

ヘキサプロピメート

(1R,2S)-ヘキサヒドロ-1,2-ジメチル-3,6-エポキシヘキサヒドロフタル酸無水物(カンタリジン)

ヘキサヒドロシクロペンタ(C)ピロール-1-(1H)-アンモニウム N-エトキシカルボニル-N-(p-トリルスルホニル)アザニド

ヘキサヒドロクマリン

ヘキサン

ヘキサン-2-オン

1,7-ヘプタンジカルボン酸 (アゼライン酸)、その塩類及び誘導体

trans-2-ヘキセナルジメチルアセタール

trans-2-ヘキセナルジエチルアセタール

ヘンナ(Lawsonia Inermis)葉の粉(但し、染毛剤において染毛成分として使用するものは対象外)

trans-2-ペンテナール

ヘプタクロルエホキシド

ヘプラクロル

Copyright(C) 2020 JETRO. All rights reserved.

3-ヘプチル-2-(3-ヘプチル-4-メチル-チアゾリン-2-イレン)-4-メチル-チアゾリニウムダイド

硫酸 4,5-ジアミノ-1-((4-クロロフェニル)メチル)-1H-ピラゾール

硫酸 5-アミノ-4-フルオロ-2-メチルフェノール

ヒヨス(Hyoscyamus niger L.)(葉、種、粉及び生薬製剤)

ヒヨスチアミン、その塩類及び誘導体

ヒヨスチン、その塩類及び誘導体

英国及びキ北アイルランド産牛由来成分

BSE(Bovine Spongiform Encephalopathy)感染組織及びこれを含む成分

狂牛病発病が報告されている地域の次の特定危険物質(specified risk material)由来成分

(牛・羊・山羊等反芻動物の 18 部位)

- 脳(brain)
- 頭蓋骨(skull)
- 脊髄(spinal cord)
- 脳脊髄液(cerebrospinal fluid)
- 松果体(pineal gland)
- 下垂体(pituitary gland)
- 硬膜(dura mater)
- 目(eye)
- 三叉神経節(trigeminal ganglia)
- 後根神経節(dorsal root ganglia)
- 脊柱(vertebral column)
- リンパ節(lymph nodes)
- 扁桃(tonsil)
- 胸腺(thymus)
- 十二指腸から直腸までの腸管(intestines from the duodenum to the rectum)
- 脾臓(spleen)
- 胎盤(placenta)
- 副腎(adrenal gland)

<削除>

化学物質の登録及び評価等に関する法律」第 2 条第 9 号及び第 27 条により指定している禁止物質

[別表 2]

## 使用上の制限が必要な原料

## \*保存剤成分

原料名	使用限度	備考
グルタラール(ペンタン-1,5-ジアル)	0.1%	エアロゾール(スプレーに限る)製品には使用禁止
デヒドロ酢酸(3-アセチル-6-メチルピラン-2,4(3H)-ジオン)及びその塩類	デヒドロ酢酸として 0.6%	エアロゾール(スプレーに限る)製品には使用禁止
4,4-ジメチル-1,3-オキサゾリジン(ジメチルオキサゾリジン)	0.05% (但し、製品の pH は 6 以上であること)	
ジブロモヘキサミジン及びその塩類(アセチオネートを含む)	ジブロモヘキサミジンとして 0.1%	
ジアゾリジニルウレア (N-(ヒドロキシメチル)-N-(ジヒドロキチメチル-1,3-ジオキソ-2,5-イミダゾリジニル-4)-N'-(ヒドロキシメチル)ウレア)	0.5%	
DMDM ヒダントイン (1,3-ビス(ヒドロキシメチル)-5,5-ジメチルイミダゾリジン-2,4-ジオン)	0.6%	
2,4-ジクロロベンジルアルコール	0.15%	
3,4-ジクロロベンジルアルコール	0.15%	
メチルイソチアゾリノン	使用後洗い流す製品に 0.0015% (但し、メチルクロロイソチアゾリノンとメチルイソチアゾリノン混合物との併用禁止)	その他製品には使用禁止
メチルクロロイソチアゾリノンとメチルイソチアゾリノン混合物(塩化マグネシウムと硝酸マグネシウムを含む)	使用後洗い流す製品に 0.0015% (メチルクロロイソチアゾリノン：メチルイソチアゾリノン=(3:1)混合物として)	その他製品には使用禁止
メタンアミン(ヘキサメチルレントトラアミン)	0.15%	
無機サルフェート及びヒドロジェンサ	遊離 SO <sub>2</sub> として 0.2%	

ルフェート		
ベンザルコニウムクロリド、ブロミド及びサカリネート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用後洗い流す製品ベンザルコニウムクラリドとして 0.1%</li> <li>・その他製品にベンザルコニウムクロリドとして 0.05%</li> </ul>	
ベンゼトニウムクラリド	0.1%	粘膜に使用する製品には使用禁止
安息香酸、その塩類及びエステル類	酸として 0.5% (但し、安息香酸及びそのナトリウム塩は使用後洗い流す製品には酸として 0.25%)	
ベンジルアルコール	1.0% (但し、頭髪染色用の製品類に溶剤として使用する場合は 10%)	
ベンジルヘミホルマール	使用後洗い流す製品に 0.15%	その他製品には使用禁止
ボレート(ホウ酸塩)類 (ソジウムボレート、テトラボレート)	蜜蝋、白蝋の乳化の目的で使用する場合 0.76% (この場合、蜜蝋・白蝋配合量の 1/2 を超過できない)	その他目的には使用禁止
5-ブロモ-5-ナイトロ-1,3-ジオキサン	使用後洗い流す製品に 0.1% (但し、アミン類やアミド類を含有している製品には使用禁止)	その他製品には使用禁止
2-ブロモ-2-ニトロプロパン-1,3-ジオール(プロノポール)	0.1%	アミン類やアミド類を含有している製品には使用禁止
ブロモクロロフェン(6,6-ジブロモ-4,4-ジクロロ-2,2'-メチレン-ジフェノール)	0.1%	
ビフェニル-2-オール(o-フェニルフェノール)及びその塩類	フェノールとして 0.15%	
サリチル酸及びその塩類	サリチル酸として 0.5%	乳幼児用製品類または満 13 歳以下の子供が使用できることを特定し表示している製品には使用禁止 (但し、シャンプーは対象外)

セチルピリジニウムクロリド	0.08%	
ナトリウムラウロイルサルコシネート	使用後洗い流す製品に許容	その他製品には使用禁止
ナトリウムアイオデート	使用後洗い流す製品に 0.1%	その他製品には使用禁止
ナトリウムヒドロキシメチルアミノアセテート(ナトリウムヒドロキシメチルグリシネート)	0.5%	
ソルビン酸(ヘキサ-2,4-ジエン酸)及びその塩類	ソルビン酸として 0.6%	
ヨードプロピニルブチルカルバメート (IPBC)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用後洗い流す製品に 0.02%</li> <li>・ 使用後洗い流さない製品に 0.01%</li> <li>・ 但し、デオドラントに配合する場合は 0.0075%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 唇に使用する製品、エアロゾール(スプレーに限る)製品、ボディローション及びボディークリームには使用禁止</li> <li>・ 乳幼児用製品類又は満13歳以下の子供が使用できることを特定し表示している製品には使用禁止(沐浴用製品、シャワージェル類及びシャンプー類は対象外)</li> </ul>
アルキルイソキノリニウムブロミド	使用後洗い流さない製品に 0.05%	
アルキル(C <sub>12</sub> -C <sub>22</sub> )トリメチルアンモニウムブロミド及びクロリド(臭化セトリモニウムを含む)	頭髪用製品類を除いた化粧品に 0.1%	
エチルラウロイルアルジネートヒドロクロリド	0.4%	唇に使用する製品及びエアロゾール(スプレーに限る)製品には使用禁止
MDM ヒダントイン	0.2%	
アルキルジアミノエチルグリシンヒドロクロリド用液(30%)	0.3%	
ウンデシレン酸及びその塩類及びモノエタノールアミド	使用後洗い流す製品に酸として 0.2%	その他製品には使用禁止

イミダゾリジニルウレア(3,3'-ビス(1-ヒドロキシメチル-2,5-ジオキソイミダゾリジン-4-イル)-1,1'メチレンジウレア)	0.6%	
イソプロピルメチルフェノール(イソプロピルクレゾール、0-シメン-5-オール)	0.1%	
ジンクピリチオン	使用後洗い流す製品に 0.5%	その他製品には使用禁止
クオタニウム-15 (メタンアミン 3-クロロアリルクロリド)	0.2%	
クロロブタノール	0.5%	エアロゾール(スプレーに限る)製品には使用禁止
<削除>	<削除>	
クロロキシレノール	0.5%	
p-クロロ・m-クレゾール	0.04%	粘膜に使用する製品には使用禁止
クロロフェン(2-ベンジル-4-クロロフェノール)	0.05%	
クロルフェネシン(3-(p-クロロフェノキ)-プロパン-1,2-ジオール)	0.3%	
クロヘキシジン、そのジグルコネート、ジアセテート及びジヒドロクロリド	・粘膜に使用せず洗い流す製品にクロヘキシジンとして 0.1%、 ・その他製品にクロヘキシジンとして 0.05%	
クリンバゾール[1-(4-クロロフェノキシ)-1-(1H-イミダゾールイル)-3,3-ジメチル-2-ブタノン]	頭髪用製品に 0.5%	その他製品には使用禁止
テトラブロモ- $\alpha$ -クレゾール	0.3%	
トリクロサン	使用後洗い流す人体洗浄用製品類、デオドラント(スプレー製品を除く)、フェイスパウダー、肌の欠点を隠すための局所的に使用するファンデーション(例:ブレミッシュコンシーラー)に 0.3%	その他製品には使用禁止
トリクロカルバン(トリクロカルバニリド)	0.2% (但し、原料中 3,3',4,4'-テトラク	



	ロロアゾベンゼン 1ppm 未満、 3,3',4,4'-テトラクロロアゾキシベ ンゼン 1ppm 未満の含有とすること)	
フェノキシエタノール	1.0%	
フェノキシイソプロパノール(1-フェノキシ プロパン-2-オール)	使用后洗い流す製品に 1.0%	その他製品には使用禁 止
<削除>	<削除>	
ホウ酸及びギ酸ナトリウム	ホウ酸として 0.5%	
ポリ(1-ヘキサメチレンピグアナイド HCL	0.05%	エアロゾール(スプレー に限る)製品には使用禁 止
プロピオン酸及びその塩類	プロピオン酸として 0.9%	
ピロクトンオラミン(1-ヒドロキシ-4-メチ ル-6(2,4,4-トリメチルペンチル)2-ピリド ン及びそのモノエタノールアミン塩	使用后洗い流す製品に 1.0%、その 他製品に 0.5%	
ピリジン-2-オール 1-オキシド	0.5%	
p-ヒドロキシ安息香酸、その塩類及びエス テル類(但し、エステル類中フェニルは対 象外)	・単一成分の場合 0.4%(酸として) ・混合使用の場合 0.8%(酸として)	
ヘキセチジン	洗い流す製品に 0.1%	その他製品には使用禁 止
ヘキサミジン(1,6-ジ(4-アミジノフェノキ シ)-n-ヘキサン)及びその塩類(イセチオン 酸及び p-ヒドロキシ安息香酸	ヘキサミジンとして 0.1%	

\*塩類の例：ナトリウム、カリウム、カルシウム、マグネシウム、アンモニウム、エタノールアミン、クロリド、ブロミド、サルフェート、アセテート、ベタイン等

\*エステル類：メチル、エチル、プロピル、イソプロピル、ブチル、イソブチル、フェニル

**\*紫外線遮断成分**

原料名	使用限度	備考
<削除>	<削除>	
ドロメトリゾールトリシロキサン	15%	
ドロメトリゾール	1.0%	
ジガロイルトリオレエート	5%	
フェニルジベンズイミダゾールテトラスルホナート	酸として 10%	

ジエチルヘキシルブタミドトリアゾン	10%	
ジエチルアミノヒドロキシベンゾイル安息香酸ヘキシル	10%	
<削除>	<削除>	
ローソンとジヒドロキシアセトンの混合物	ローソン 0.25%、ジヒドロキシアセトン 3%	
メチレンビス-ベンゾトリアゾリルテトラメチルブチルフェノール	10%	
4-メチルベンジリデンカンファー	4%	
メントールアントラニルレート	5%	
ベンゾフェノン-3(オキシベンゾン)	5%	
ベンゾフェノン-4	5%	
ベンゾフェノン-8(ジオキシベンゾン)	3%	
ブチルメトキシジベンゾイルメタン	5%	
ビスエチルヘキシルオキシフェノールメトキシフェニルトリアジン	10%	
シノキサート	5%	
エチルジヒドロキシプロピル PABA	5%	
オクトクリレン	10%	
エチルヘキシルジメチル PABA	8%	
メトキシケイ皮酸エチルヘキシル	7.5%	
サリチル酸エチルヘキシル	5%	
エチルヘキシルトリアゾン	5%	
イソアミル-p-メトキシシナメート	10%	
ポリシリコーン-15(ジメチルジエチルベンザルマロネート)	10%	
ジンクオキサイド	25%	
テレフタリリデンジカンファースルホン酸及びその塩類	酸として 10%	
TEA-サリシレート	12%	
チタニウムダイオキサイド	25%	
<削除>	<削除>	
フェニルベンズイミダゾールスルホン酸	4%	
ホモサレート	10%	

\*但し、製品の変色防止を目的としその使用濃度が0.5%未満のものは紫外線遮断製品として認定しない。

\*塩類：陽イオン塩としてナトリウム、カリウム、カルシウム、マグネシウム、アンモニウム及びエタノールアミン、陰イオン塩としてクロリド、ブロミド、サルフェート、アセテート

**\*染毛剤成分**

原料名	使用する際の濃度上限(%)	備考
p-ニトロ-o-フェニレンジアミン	酸化染毛剤に 1.5%	その他製品には使用禁止
ニトロ-p-フェニレンジアミン	酸化染毛剤に 3.0%	その他製品には使用禁止
2-メチル-5-ヒドロキシエチルアミノフェノール	酸化染毛剤に 0.5%	その他製品には使用禁止
2-アミノ-4-ニトロフェノール	酸化染毛剤に 2.5%	その他製品には使用禁止
2-アミノ-5-ニトロフェノール	酸化染毛剤に 1.5%	その他製品には使用禁止
2-アミノ-3-ヒドロキシピリジン	酸化染毛剤に 1.0%	その他製品には使用禁止
4-アミノ-m-クレゾール	酸化染毛剤に 1.5%	その他製品には使用禁止
5-アミノ-o-クレゾール	酸化染毛剤に 1.0%	その他製品には使用禁止
5-アミノ-6-クロロ-o-クレゾール	・酸化染毛剤に 1.0% ・非酸化染毛剤に 0.5%	その他製品には使用禁止
m-アミノフェノール	酸化染毛剤に 2.0%	その他製品には使用禁止
o-アミノフェノール	酸化染毛剤に 3.0%	その他製品には使用禁止
p-アミノフェノール	酸化染毛剤に 0.9%	その他製品には使用禁止
塩酸 2,4-ジアミノフェノキシエタノール	酸化染毛剤に 0.5%	その他製品には使用禁止
塩酸トルエン-2,5-ジアミン	酸化染毛剤に 3.2%	その他製品には使用禁止
塩酸 m-フェニレンジアミン	酸化染毛剤に 0.5%	その他製品には使用禁止
塩酸 p-フェニレンジアミン	酸化染毛剤 3.3%	その他製品には使用禁止
塩酸ヒドロキシプロピルビス(N-ヒドロキシエチル-p-フェニレンジアミン)	酸化染毛剤に 0.4%	その他製品には使用禁止
トルエン-2,5-ジアミン	酸化染毛剤に 2.0%	その他製品には使用禁止
m-フェニレンジアミン	酸化染毛剤に 1.0%	その他製品には使用禁止
p-フェニレンジアミン	酸化染毛剤に 2.0%	その他製品には使用禁止
N-フェニル-p-フェニレンジアミン及びその塩類	酸化染毛剤に N-フェニル-p-フェニレンジアミンとして 2.0%	その他製品には使用禁止
ピクラミンサン	酸化染毛剤に 0.6%	その他製品には使用禁止
硫酸 p-ニトロ-o-フェニレンジアミン	酸化染毛剤に 2.0%	その他製品には使用禁止

p-メチルアミノフェノール及びその塩類	酸化染毛剤に硫酸とし 0.68%	その他製品には使用禁止
硫酸 5-アミノ-o-クレゾール	酸化染毛剤に 4.5%	その他製品には使用禁止
硫酸 m-アミノフェノール	酸化染毛剤に 2.0%	その他製品には使用禁止
硫酸 o-アミノフェノール	酸化染毛剤に 3.0%	その他製品には使用禁止
硫酸 p-アミノフェノール	酸化染毛剤に 1.3%	その他製品には使用禁止
硫酸トルエン-2,5-ジアミン	酸化染毛剤に 3.6%	その他製品には使用禁止
硫酸 m-フェニレンジアミン	酸化染毛剤に 3.0%	その他製品には使用禁止
硫酸-p-フェニレンジアミン	酸化染毛剤に 3.8%	その他製品には使用禁止
硫酸 N,N-ビス(2-ヒドロキシエチル)-p-フェニレンジアミン	酸化染毛剤に 2.9%	その他製品には使用禁止
2,6-ジアミノピリジン	酸化染毛剤 0.15%	その他製品には使用禁止
塩酸 2,4-ジアミノフェノール	酸化染毛剤に 0.5%	その他製品には使用禁止
1,5-ジヒドロキシナフタレン	酸化染毛剤に 0.5%	その他製品には使用禁止
ピクラミンサンナトリウム	酸化染毛剤に 0.6%	その他製品には使用禁止
硫酸 2-アミノ-5-ニトロフェノール	酸化染毛剤に 1.5%	その他製品には使用禁止
硫酸 o-クロロ-p-フェニレンジアミン	酸化染毛剤に 1.5%	その他製品には使用禁止
硫酸 1-ヒドロキシエチル-4,5-ジアミノピラゾール	酸化染毛剤に 3.0%	その他製品には使用禁止
ヒドロキシベンゾモルホリン	酸化染毛剤に 1.0%	その他製品には使用禁止
6-ヒドロキシインドール	酸化染毛剤に 0.5%	その他製品には使用禁止
1-ナフトール(α-ナフトール)	酸化染毛剤に 2.0%	その他製品には使用禁止
レゾルシノール	酸化染毛剤に 2.0%	
2-メチルレゾルシノール	酸化染毛剤に 0.5%	その他製品には使用禁止
没食子酸	酸化染毛剤に 4.0%	
カテコール(ピロカテコール)	酸化染毛剤に 1.5%	その他製品には使用禁止
ピロガロール	染毛剤に 2.0%	その他製品には使用禁止
過ホウ酸ナトリウム 過ホウ酸ナトリウム一水化物 過酸化水素酢	染毛剤 (脱染・脱色を含む) における過酸化水素として 12.0%	
過炭酸ナトリウム		

\*その他

原料名	使用限度	備考
感光素 101 号(プラトニン) 感光素 201 号(クオタニウム-73) 感光素 301 号(クオタニウム-51) の合計量 感光素 401 号(クオタニウム-45) その他の感光素	0.002%	
ジンジャーチンキ カンタリスチンキ の合計量 とうがらしチンキ	1%	
過酸化水素及び過酸化水素生成物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 頭髪用製品類に過酸化水素として 3%</li> <li>・ 手爪硬化用製品に過酸化水素として 2%</li> </ul>	その他製品には使用禁止
グリオキサール	0.01%	
<削除>	<削除>	
α-ダマスコン(シス-ローズケトン-1)	0.02%	
ジアミノピリミジンオキシド(2,4-ジアミノ-ピリミジン-3-オキシド)	頭髪用製品に 1.5%	その他製品には使用禁止
ピーナッツ油、抽出物及び誘導体		原料中ピーナッツタンパク質の最大濃度は 0.5ppm を超過しないこと
ラウレス-8,9 及び 10	2%	
レゾルシノール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 酸化染毛剤に用法・用量に基づく混合物の染毛成分として 2.0%</li> <li>・ その他製品に 0.1%</li> </ul>	
ローズケトン-3	0.02%	
ローズケトン-4	0.02%	
ローズケトン-5	0.02%	
シス-ローズケトン-2	0.02%	

トランス-ローズケトン-1	0.02%	
トランス-ローズケトン-2	0.02%	
トランス-ローズケトン-3	0.02%	
トランス-ローズケトン-5	0.02%	
リチウムヒドロキサイド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘアストレートナー製品に 4.5%</li> <li>・除毛剤に pH 調整の目的で使う場合最終製品の pH は 12.7 以下</li> </ul>	その他製品には使用禁止
マンジュギク花抽出物または油	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用後洗い流す製品に 1.0%</li> <li>・使用後洗い流さない製品に 0.01%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原料中アルファテルチエニル (テルチオフエン) 含量は 0.35% 以下</li> <li>・紫外線遮断製品または紫外線を利用したタンニング(天然または人工)を目的とする製品には使用禁止</li> <li>・シオザキソウ花抽出物または油と混合使用する際「使用後洗い流す製品」に 0.1%、「使用後洗い流さない製品」に 0.01% を超過しないこと</li> </ul>
シオザキソウ花抽出物または油	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用後洗い流す製品に 0.1%</li> <li>・使用後洗い流さない製品に 0.01%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原料中アルファテルチエニル (テルチオフエン) 含量は 0.35% 以下</li> <li>・紫外線遮断製品または紫外線を利用したタンニング(天然または人工)を目的とする製品には使用禁止</li> <li>・マンジュギク花抽出物または油と混合使用する際「使用後洗い流す製品」で 0.1%、「使用後洗い流さない製品」で 0.01% を</li> </ul>

		超過しないこと
ムスクキシレン	<ul style="list-style-type: none"> <li>香水類</li> </ul> 香料原液を 8%超過し含有する製品に 1.0%、 香料原液を 8%以下で含有する製品に 0.4% <ul style="list-style-type: none"> <li>その他製品に 0.03%</li> </ul>	
ムスクケトン	<ul style="list-style-type: none"> <li>香水類</li> </ul> 香料原液を 8%超過し含有する製品に 1.4%、 香料原液を 8%以下で含有する製品に 0.56% <ul style="list-style-type: none"> <li>その他製品に 0.042%</li> </ul>	
3-メチルノン-2-エニトリル	0.2%	
2-オクチン酸メチル(メチルヘプチンカーボネート)	0.01% (メチルオクチンカーボネートと併用する際、最終製品で 2 成分の合計が 0.01%、メチルオクチンカーボネートは 0.002%)	
メチルオクチンカーボネート(メチルノン-2-イノエート)	0.002% 2-オクチン酸メチルと併用する際、最終製品で 2 成分の合計が 0.01%)	
p-メチルヒドロシナミックアルデヒド	0.2%	
メチルヘプタジエノン	0.002%	
メトキシジシクロペンタジエンカルボキシアルデヒド	0.5%	
無機サルフェート及びハイドロジェンサルフェート	酸化染毛剤に遊離 SO <sub>2</sub> として 0.67%	その他製品には使用禁止
ベヘントリモニウムクロリド	(単一成分またはセトリモニウムクロリド、ステアルトリモニウムクロリドと混合使用の合計で) <ul style="list-style-type: none"> <li>使用後洗い流す頭髪用製品類</li> </ul>	セトリモニウムクロリドまたはステアルトリモニウムクロリドと混合使用の場合、セトリモニウムクロリド及びステアトリ

	及び頭髪染色用製品類に 5.0% ・使用後洗い流さない頭髪用製品類及び頭髪染色用製品類に 3.0%	モニウムクロリドの合計は「使用後洗い流さない頭髪用製品類」に 1.0%以下、「使用後洗い流す頭髪用製品類及び頭髪染色用製品類」に 2.5%以下であること)
4-tert-ブチルジヒドロシナムアルデヒド	0.6%	
1,3-ビス(ヒドロキシメチル)イミダゾリジン-2-チオン	頭髪用製品及び手爪用製品類に 2% (但し、エアロゾール(スプレーに限る)製品には使用禁止)	その他製品には使用禁止
ビタミンE (トコフェロール)	20%	
サリチル酸及びその塩類	・人体洗浄用製品類にサリチル酸として 2% ・使用後洗い流す頭髪用製品類にサリチル酸として 3%	・乳幼児用製品類または満 13 歳以下の子供が使用できることを特定し表示する製品には使用禁止 (但し、シャンプーは対象外) ・機能性化粧品の有効成分として使用する場合に限る。またその他製品には使用禁止
セトリモニウムクロリド、ステアルトリモニウムクロリド	(単一成分また混合使用の場合で) ・使用後洗い流す頭髪用製品類及び頭髪染色用製品類に 2.5% ・使用後洗い流さない頭髪用製品類及び頭髪染色用製品類に 0.1%	
ソジウムナイトレート	0.2%	2 級、3 級アミンまたはその他ニトロソアミン形成物質を含有している製品には使用禁止
ソゴウコウノキ(aliquidambar orientalis)バ	0.6%	



ルサム油及び抽出物		
水溶性ジンク塩類(ジンク 4-ヒドロキシベンゼンスルホナートとジンクピリチオン対象外)	ジンクとして 1%	
システイン、アセチルシステイン及びその塩類	パーマネントウェーブ用製品にシステインとして 3.0~7.5% (但し、加温 2 浴式パーマネントウェーブ用製品の場合はシステインとして 1.5~5.5%、安定剤としてチオグリコール酸 1.0%を配合でき、添加するチオグリコール酸の量を最大限 1.0%とする場合主成分であるシステインの量は 6.5%を超過できない)	
硝酸銀(1)	まつ毛及び眉毛着色用途の製品に 4%	その他製品には使用禁止
アミルビニルカルビニルアセテート	0.3%	
アミルシクロフェンテノン	0.1%	
アセチルヘキサメチルインダン	使用後洗い流さない製品に 2%	
アセチルヘキサメチルテトラリン	・ 使用後洗い流さない製品 0.1% (但し、ヒドロアルコール性製品に配合する場合 1%、純粋香料製品に配合する場合 2.5%、芳香クリームに配合する場合 0.5%) ・ 使用後洗い流す製品 0.2%	
RH (または SH) オリゴペプチド-1(上皮細胞性長因子)	0.001%	
アラントインク rol ヒドロキシアルミニウム (アルクロキサ)	1%	
アシルヘプチンカーボネート	0.002%	2-アルキン酸エステル (例: メチルヘプチンカーボネート) を含有している製品には使用禁止

アルカリ金属の塩素酸塩	3%	
アンモニア	6%	
ラウロイルアルギニンエチルヒドロクロリド	ふげやかゆみを抑え、洗い流す製品（シャンプー）に 0.8%	その他製品には使用禁止
エタノール・ホウ砂・ラウリル硫酸ナトリウム(4:1:1)混合物	外陰部洗浄剤に 12%	その他製品には使用禁止
エチドロン酸及びその塩類(1-ヒドロキシエチリデン-ジ-ホスホン酸及びその塩類	・ 頭髪用製品類及び頭髪染色用製品類に酸として 1.5% ・ 人体洗浄用製品類に酸として 0.2%	その他製品には使用禁止
オポパナクス	0.6%	
オクサリン酸、そのエステル類及びアルカリ塩類	頭髪用製品類に 5%	その他製品には使用禁止
ウレア	10%	
イソベルガメート	0.1%	
イソシクロゲラニオール	0.5%	
ジンクフェノールスルホネート	使用後洗い流さない製品に 2%	
ジンクピリチオン	ふげ及びかゆみを抑え、洗い流す製品（シャンプー、リンス）及び脱毛症状の緩和に効く化粧品に総ジンクピリチオンとして 1.0%	その他製品には使用禁止
チオグリコール酸、その塩類及びエステル類	・ パーマネントウェーブ用及びヘアストレートナー製品にチオグリコール酸として 11% （但し、加温 2 浴式ヘアストレートナー製品の場合はチオグリコール酸として 5%、チオグリコール酸及びその塩類を主成分とし、第 1 剤使用の際調剤する発熱 2 浴式パーマネントウェーブ用製品の場合チオグリコール酸として 19%に該当する量） ・ 除毛用製品にチオグリコール酸として 5% ・ 染毛剤にチオグリコール酸と	その他製品には使用禁止

	して 1% ・ 使用後洗い流す頭髪用製品類に 2%	
カルシウムヒドロキシド	・ ヘアストレートナー製品に 7% ・ 整髪剤に pH 調整目的で使用する場合最終製品 pH は 12.7 以下	その他製品には使用禁止
ナポポナックス ( <i>Commiphora erythrea engler var. glabrescens</i> )ガム抽出物及び油	0.6%	
クミン( <i>Cuminum cyminum</i> )実油及び抽出物	使用後洗い流さない製品にクミン油として 0.4%	
キニーネ及びその塩類	・ シャンプーにキニーネ塩として 0.5% ・ ヘアーローションにキニーネ塩として 0.2%	その他製品には使用禁止
クロラミン T	0.2%	
トルエン	手爪用製品類に 25%	その他製品には使用禁止
トリアルキルアミン、トリアルカノールアミン及びその塩類	使用後洗い流さない製品に 2.5%	
トリクロサン	使用後洗い流す製品類に 0.3%	機能性化粧品の有効成分として使用する場合に限る。またその他製品には使用禁止
トリクロカーバン(トリクロロカルバニリド)	使用後洗い流す製品類に 1.5%	機能性化粧品の有効成分として使用する場合に限る。またその他製品には使用禁止
ペリルアルデヒド	0.1%	
ペルーバルサム( <i>Myroxylon pereirae</i> の樹脂)抽出物(extracts)、蒸留物(destillates)	0.4%	
カリウムヒドロキシドまたはナトリウムヒドロキシド	・ 手爪表皮溶解目的の場合 5%、pH 調整目的で使用し最終製品が第 5 条第 5 項に pH 基準が定めていない場合でも最終製品の	

	pH は 11 以下 ・ 整髪剤に pH 調整目的で使用する場合最終製品の pH は 12.7	
ポリアクリルアミド類	・ 使用后洗い流さないボディー化粧品に残留アクリルアミドとして 0.00001% ・ その他製品に残留アクリルアミドとして 0.00005%	
モミジバフウ(Liquidambar styraciflua)バルサム油及び抽出物	0.6%	
プロピリデンフタリド	0.01%	
ハイドロライズドミールタンパク質		原料中ペプチドの最大平均分子量は 3.5kDa 以下であること
トランス-2-ヘキセナール	0.002%	
2-ヘキシリデンシクロペンタノン	0.06%	

\*塩類の例：ナトリウム、カリウム、カルシウム、マグネシウム、アンモニウム、エタノールアミン、クロリド、プロミド、サルフェート、アセテート、ベタイン等

\*エステル類：メチル、エチル、プロピル、イソプロピル、ブチル、イソブチル、フェニル

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約 1 分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20190040>

本レポートに関するお問い合わせ先：  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
海外調査部 中国北アジア課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32  
TEL：03-3582-5181  
E-mail：ORG@jetro.go.jp